

# 佐賀県社会福祉協議会 第1期 地域福祉推進計画

2019 - 2023

ともに寄り添い ともに築き ともに輝く 地域づくり

令和元年8月

社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会

## 「ともに寄り添い ともに築き ともに輝く 地域づくり」を目指して

急速な人口減少に伴う少子高齢化や過疎化の進展も相まって、住民同士の支え合い機能の低下や社会的孤立など、地域においては様々な福祉的問題が生じており、地域の福祉力の脆弱化が深刻となっています。

このような中、国においては地域社会の中で誰もが役割を持ち活躍できる「地域共生社会の実現」のための施策が進められています。本会においても、市町社協をはじめとした福祉関係者の皆様とともに、地域住民が自分らしく安心して生活できるまちづくりに努めているところです。

このたび、私ども佐賀県社会福祉協議会では、ミッション（使命）の明確化やプレゼンス（存在感）の向上を目指し、2019年からの5ヶ年の「第1期地域福祉推進計画」を策定いたしました。

本計画では、「年齢や性別、障害のあるなしにかかわらず、県民誰もが住み慣れたまちで安心して健康的に暮らすことができる地域づくりへの貢献」を基本理念として掲げました。本会役職員が心をつなぐ、想像力（imagination）・人と人とのつながり（communication）・思いやり（thoughtfulness）を大切にしながら、令和の時代から新たに始まる本計画の実現に取り組んでまいります。

今後とも県民の皆様をはじめ、市町社会福祉協議会や施設法人、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO、県行政等、様々な関係機関・団体の方々のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画策定にあたり、ご助言いただきました西九州大学の滝口教授をはじめ、アンケート等により貴重なご意見をお寄せいただきました関係者の皆様に心から御礼申し上げます。

令和元年8月

社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会

会長 井田 出海



# 第1期地域福祉推進計画

## 目次

I	計画の策定にあたって	2
II	現状と課題（策定の背景）	4
III	計画の構成	7
IV	基本目標と取組方針	10
	基本目標1：つながり、支え合える地域づくりの推進（地域の福祉力向上に向けた支援）	10
	取組方針1：つながり、支え合うための地域福祉の取り組みを強化します	
	取組方針2：地域におけるボランティア活動や住民活動への取り組みを強化します	
	取組方針3：地域住民に最も身近な相談相手となる民生委員・児童委員の活動を支援します	
	基本目標2：一人ひとりの困りごとの解決に向けた取り組みの推進（個の支援の推進）	18
	取組方針4：総合相談機能を強化します	
	取組方針5：住み慣れた地域での安心した暮らしを保障するため、一人ひとりの権利を擁護する取り組みを推進します	
	基本目標3：地域づくりや福祉に携わる人材の確保・育成・定着の推進（担い手づくりの推進）	24
	取組方針6：福祉サービス事業者の確保・育成・定着を推進します	
	取組方針7：福祉サービス事業者のすそ野を広げる取り組みを推進します	
	基本目標4：くらしの安心を支える体制強化の推進（福祉サービス事業者の支援）	29
	取組方針8：福祉サービス事業者の基盤強化を支援します	
	取組方針9：福祉サービス利用者の安心のための取り組みを推進します	
	取組方針10：安定した福祉サービスの提供のための体制づくりを支援します	
	基本目標5：県社協の基盤強化への取り組み（法人の基盤強化）	37
	取組方針11：法人運営の基盤強化を推進します	
	取組方針12：地域福祉の総合拠点として、福祉情報の発信や調査研究機能を強化します	
	取組方針13：各関係団体と連携した取り組みを進めます	
V	アンケート集計結果	43
VI	佐賀県社協への期待	67
VII	参考	68
	策定プロジェクトチーム(PT)設置要綱	
	策定スケジュール	

## I 計画の策定にあたって

### (1) 計画策定の経緯・趣旨

佐賀県社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、昭和28年の法人設立以来、一貫して県内における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉活動の活性化を進め、地域福祉の推進に努めてきました。

しかしながら、少子高齢化や核家族化の急速な進行などに伴い、地域社会の様相は大きく変化し、福祉ニーズは複雑多様化し、これまでの地域福祉活動だけでは対応しきれない生活課題も顕在化してきました。制度に目を転じれば、2000年（平成12年）の社会福祉基礎構造改革により措置制度から契約制度への転換、それに伴う介護保険制度や障害者自立支援法の施行など、利用者や福祉サービス事業者を取り巻く環境も大きく変化しています。2017年（平成29年）の社会福祉法の改正では、社会福祉法人にはガバナンス強化や公益的な取り組みが求められ、翌年の改正では自治体の地域福祉（支援）計画の策定が努力義務化されました。地域包括ケアシステムの整備と合わせ、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進など、様々な制度改革や日々変化する社会への対応が急務となっています。

こうしたことから、本会では、今回掲げた「私たちは、年齢や性別、障害のあるなしにかかわらず、県民誰もが住み慣れたまちで安心して健康的に暮らすことができる地域づくりに貢献します」という理念のもと、このたび「第1期地域福祉推進計画」を策定しました。

第一百条 都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる事業であって各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの
- 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- 三 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- 四 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

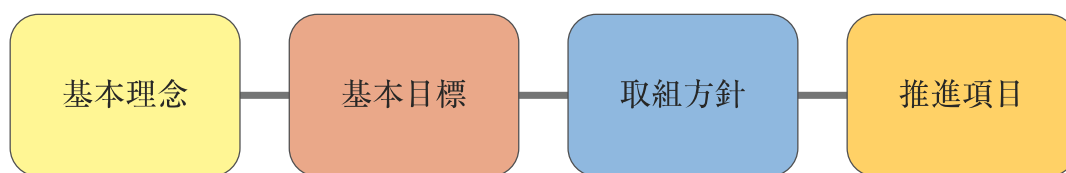
(社会福祉法 抜粋)

### (2) 計画期間

本計画は、2019年度（令和元年度）～2023年度（令和5年度）までの5年間を計画期間とします。計画期間中における社会情勢の変化、福祉制度の改正等による計画への変更の必要が生じた場合は見直しを行います。

### (3) 計画体系図

本計画は以下の内容にて構成しています。



- **基本理念** 本会における基本的な活動原則であり、本会が取り組むすべての事業・活動はこの基本理念の実現のためにあります。
- **基本目標** 理念を実現するための事業展開の目標であり、理念を具現化するための位置づけとなります。
- **取組方針** 基本目標に掲げた活動展開に基づく、「取組方針」です。
- **推進項目** 目標を達成するため推進する取組方針に従い、「推進項目」としてしています。

#### (4) 計画の進行管理

この計画の進行管理については、本会の理事会・評議員会において、年度ごとの事業計画と事業報告の対比などにおいて、進捗状況の把握を行います。また、5年間の中間年度である2021年度（令和3年度）には計画全体の中間評価を実施し、計画全体の進捗状況を確認します。

#### (5) 佐賀県地域福祉支援計画との関係

佐賀県においては「佐賀県地域福祉支援計画」が推進されています。この計画は社会福祉法第108条に定められる都道府県の地域福祉支援計画であり、本会では、この佐賀県地域福祉支援計画の内容も踏まえながら、本計画を推進していきます。

## Ⅱ 現状と課題（策定の背景）

- わが国では急速な人口減少に伴う少子高齢化によって、地域における支え合い機能の低下や社会的孤立など、様々な福祉の問題が発生し、地域社会の脆弱化が深刻となっています。また、家庭内における福祉課題の複合化や経済的理由による生活困窮、多様化する地域社会での生活課題など、重層的かつ深刻な問題となって顕在化しています。その他、中山間部や都市部において、移動手段や生活物資の確保が困難な場合など、今日明日の生活に支障を来している地域も生まれています。
- これらの問題発生には、様々な要因がありますが、少子高齢化や人口減少、過疎化の進展により、家庭や地域社会、企業等の相互扶助機能が急速に力を失ったことにも起因しているものと考えられます。そして、これらの問題に対して、既存の社会保障・社会福祉制度が十分に機能しきれていない状況にあるのも事実であります。
- 2000年（平成12年）の社会福祉基礎構造改革以降、介護保険法や障害者に対する福祉サービスの一元化を目的とした「障害者自立支援法」の施行（2013年に「障害者総合支援法」に改正）、児童福祉法の改正、2008年（平成20年）年には障害者差別解消法による障害の理解促進、合理的配慮などの取り組みの推進、また2015年（平成27年）には生活困窮者の自立支援を目的とした「生活困窮者自立支援法」の施行によるセーフティーネット機能の強化など、福祉を取り巻く環境は時代と共に、その課題に対応すべく変化してきました。個人の尊厳を尊重し、その人らしい暮らしを支えるためにも、高齢者・障害者など社会的養護を必要とする方への権利擁護を支援する取り組みも今後ますます必要となっています。
- そして地域の福祉課題への対応に目を向けると、2008年（平成20年）、厚生労働省がまとめた「これからの地域福祉の在り方に関する研究会」の報告では、1990年以降、高齢者や障害者福祉サービスの分野ごとの発展により、質・量ともに充実はしてきているものの、制度の狭間にあって対応できない問題や一つの世帯で要介護の親と障害を持つ子どもがいる複合的な事例などから、公的な福祉サービスだけでは対応できない課題が述べられています。その課題に対応するため、基本的な福祉ニーズは公的な福祉サービスで対応するという原則を踏まえつつも、ボランティアやNPO、住民団体など多様な民間主体が担い手となり、地域の生活課題を解決していく「新たな公」の創出が地域福祉の意義であるとも述べられました。近年では、8050問題や外国籍の方への配慮など、地域において新たな課題への対応も急務となってきています。
- 2016年（平成28年）6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域社会の中で誰もが役割を持ち、活躍できる「地域共生社会の実現」が求められており、社会的排除や社会的孤立といった現実に生じうる問題を直視しつつも、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていくことが求められています。地域共生社会の実現は、地域における住民同士の支え合いを深め、生活課題に対して個人や関係機関の多様な参画と連携によるネットワークを構築することが重要とされています。本会としては、市町社協や施設法人におけるこれらの取り組みを後押しするとともに、改めて社協としての使命・役割を認識することが求められています。

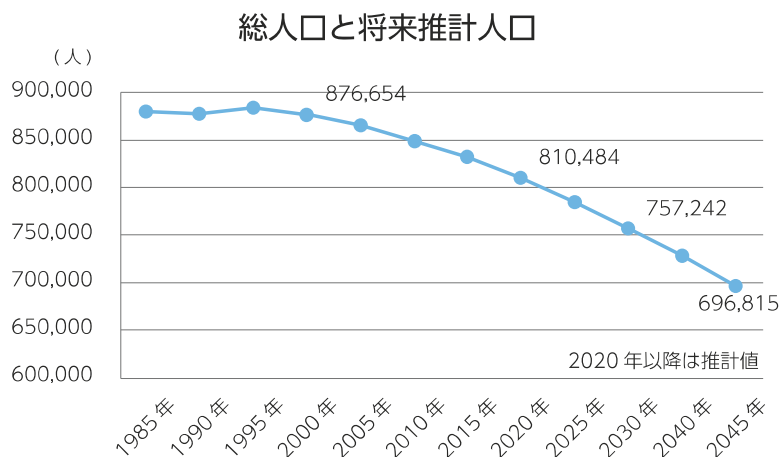
### 参考文献

- 改訂増補社会福祉法改正のポイント（全国社会福祉協議会）
- 社会福祉学習双書2016地域福祉論（全国社会福祉協議会）

## 資料（佐賀県の人口推移等）

### ■人口推移

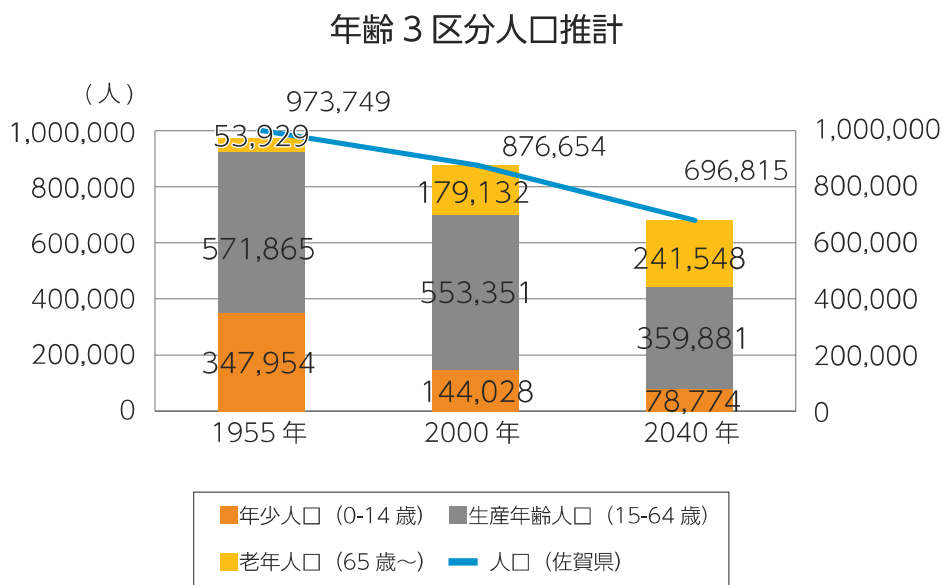
佐賀県の総人口は1955年（昭和30年）をピークとし、その後なだらかに増減を繰り返していましたが、2000年（平成12年）以降は減少傾向となっています。2040年には70万人を下回ると見込まれています。



資料：総務省「平成27年国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

### ■年齢3区分における人口推計

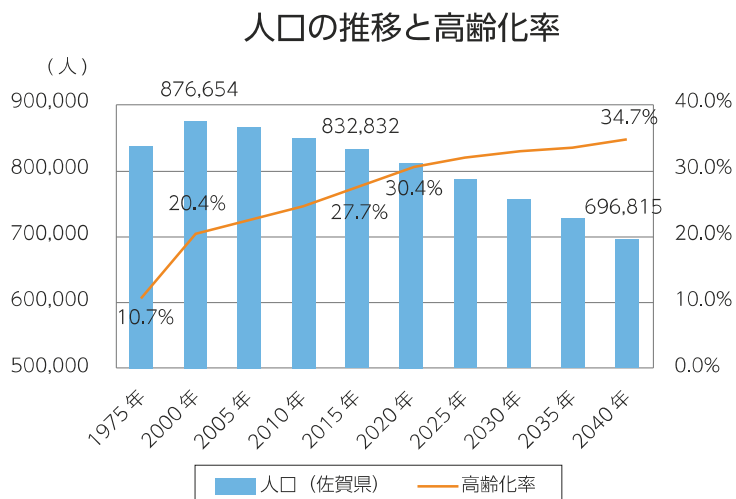
人口を年齢により3区分した場合、1955年（昭和30年）から2000年（平成12年）の45年間で、年少人口は6割減少、老年人口は3倍増となり、今後も人口構造の大きな変化が進んでいます。



資料：総務省「平成27年国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」、佐賀県統計課「さが統計情報館」

### ■人口の推移と高齢化率

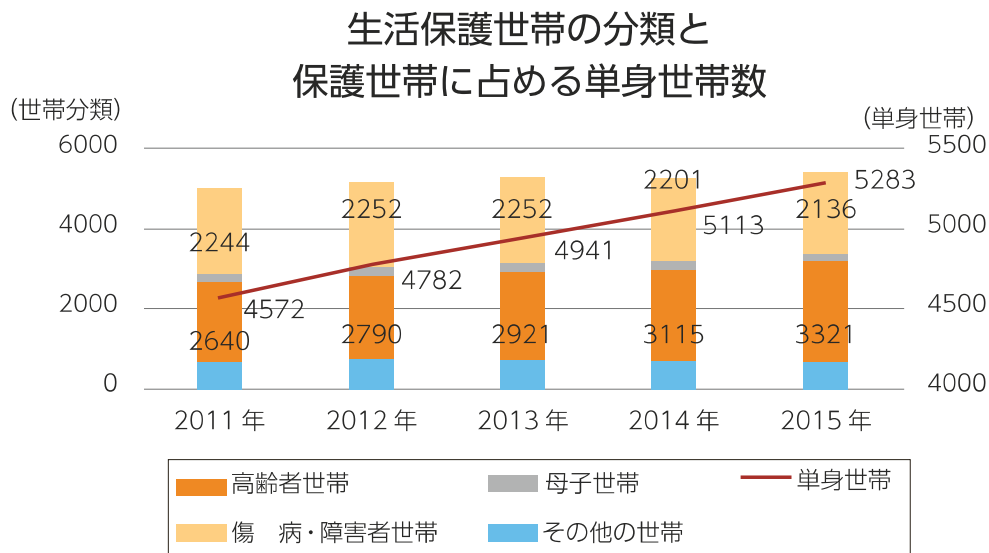
1975年（昭和50年）には全体の10.7%だった高齢化率は、2000年（平成12年）には20.4%、その後2015年（平成27年）には27.7%、2020年には30%を超え、このままの傾向が続くと2040年には高齢化率は34.7%に到達することが見込まれます。



参考：国勢調査（総務省）、日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）国立社会保障・人口問題研究所

### ■生活保護世帯の分類と保護世帯に占める単身世帯数

生活保護世帯では高齢者世帯が増加しており、また全保護世帯に占める単身世帯数も年々増加しており、2015年（平成27年度）には世帯の8割超に達しています。



参考：佐賀県統計年鑑（平成28年度）



### Ⅲ 計画の構成

#### ■ 基本理念

私たちは、年齢や性別、障害のあるなしにかかわらず、県民誰もが住み慣れたまちで安心して健康的に暮らすことができる地域づくりに貢献します。

#### ■ スローガン

ともに寄り添い ともに築き ともに輝く 地域づくり

#### ■ 基本目標

1 つながり、支え合える地域づくりの推進 (地域の福祉力向上に向けた支援)	2 一人ひとりの困りごとの解決に向けた 取り組みの推進 (個の支援の推進)
市町社協や民生委員・児童委員等、様々な 団体や地域住民等との連携・協働のもと、 求められる支援や新たな取り組みの実践を 図り、地域住民がともにつながり、支え合 う地域づくりを推進します。	生活上の困りごとを抱えた地域住民に丁寧 に寄り添いながら、それぞれが抱える課題 の解決に取り組みます。
3 地域づくりや福祉に携わる人材の確保・ 育成・定着の推進 (担い手づくりの推進)	4 暮らしの安心を支える体制強化の推進 (福祉サービス事業者の支援)
市町社協や福祉サービス事業所、学校・養 成施設等との連携・協働を密にして、地域 づくりや福祉サービス提供の担い手となる 幅広い人材の確保や育成に取り組みます。	施設種別協議会や各種団体と連携し、福祉 サービス利用者へのより良いサービスを提供 することができる基盤づくりを推進しま す。
5 県社協の基盤強化への取り組み (法人の基盤強化)	
地域福祉の総合拠点として、信頼される県社協を目指し、 各種団体との連携・協働を深め、組織の基盤強化に取り組みます。	

#### ■ 行動指針

「私たちのI. C. T」

私たちは 想像力 (imagination) と、  
人とのつながりを最大限に活かし (communication)、  
思いやり (thoughtfulness) をもって取り組みます！

佐賀県社会福祉協議会

**基本**

私たちは、年齢や性別、障害のあるなしにかかわらず、県民誰もが  
(スローガン) **ともに寄り**

行動指針:「私たちのI. C. T」私たちは 想像力(imagination)と人との

<p style="text-align: center;"><b>■ 基本目標 1 ■</b></p> <p style="text-align: center;">つながり、支え合える地域づくりの推進 (地域の福祉力向上に向けた支援)</p>				<p style="text-align: center;"><b>■ 基本目標 2 ■</b></p> <p style="text-align: center;">一人ひとりの困りごとの解決に 向けた取り組みの推進 (個の支援の推進)</p>			
<p>市町社協や民生委員・児童委員等、様々な団体や地域住民等との連携・協働のもと、求められる支援や新たな取り組みの実践を図り、地域住民がともにつながり、支え合う地域づくりを推進します。</p>				<p>生活上の困りごとを抱えた地域住民に丁寧寄り添いながら、それぞれが抱える課題の解決に取り組みます。</p>			
<p style="text-align: center;">取組方針 1</p>		<p style="text-align: center;">取組方針 2</p>		<p style="text-align: center;">取組方針 3</p>	<p style="text-align: center;">取組方針 4</p>	<p style="text-align: center;">取組方針 5</p>	
<p>つながり、支え合うための地域福祉の取り組みを強化します</p>		<p>地域におけるボランティア活動や住民活動への取り組みを強化します</p>		<p>地域住民に最も身近な相談相手となる民生委員・児童委員の活動を支援します</p>	<p>総合相談機能を強化します</p>	<p>住み慣れた地域での安心した暮らしを保障するため、一人ひとりの権利を擁護する取り組みを推進します</p>	
<p style="text-align: center;">推進項目</p>		<p style="text-align: center;">推進項目</p>		<p style="text-align: center;">推進項目</p>	<p style="text-align: center;">推進項目</p>	<p style="text-align: center;">推進項目</p>	
<p>(1) 地域の課題把握と解決のための取り組み充実への支援</p>	<p>(2) 市町社協の運営支援の強化</p>	<p>(3) 市町社協役職員の専門性の強化</p>	<p>(4) 市町社協を中心とした社会福祉法人間連携プラットフォームの取り組みの推進</p>	<p>(1) 福祉ボランティアセンターにおけるボランティア活動・住民活動の推進</p>	<p>(2) 福祉教育実践のための支援の強化</p>	<p>(3) 災害時の被災者支援のためのボランティア活動の推進</p>	
<p>(1) 民生委員・児童委員活動の支援の強化</p>		<p>(1) 包括的な相談支援と低所得者等を対象とした貸付事業の推進</p>		<p>(2) 相談支援機関との連携強化</p>		<p>(1) 福祉サービス利用援助事業の実施による権利擁護の推進</p>	
<p>安定した財源の</p>							

第1期地域福祉推進計画 骨子

理 念

住み慣れたまちで安心して健康的に暮らすことができる地域づくりに貢献します。  
**添い ともに築き ともに輝く 地域づくり**

つながり(communication)を最大限活かし、思いやり(thoughtfulness)をもって取り組みます！

■ 基本目標 3 ■		■ 基本目標 4 ■			■ 基本目標 5 ■		
地域づくりや福祉に携わる人材の確保・育成・定着の推進(担い手づくりの推進)		くらしの安心を支える体制強化の推進(福祉サービス事業者の支援)			県社協の基盤強化への取り組み(法人の基盤強化)		
市町社協や福祉サービス事業所、学校・養成施設等との連携・協働を密にして、地域づくりや福祉サービス提供の担い手となる幅広い人材の確保や育成に取り組みます。		施設種別協議会や各種団体と連携し、福祉サービス利用者へのより良いサービスを提供することができる基盤づくりを推進します。			地域福祉の総合拠点として、信頼される県社協を目指し、各種団体との連携・協働を深め、組織の基盤強化に取り組みます。		
取組方針 6	取組方針 7	取組方針 8	取組方針 9	取組方針 10	取組方針 11	取組方針 12	取組方針 13
福祉サービス事業従事者の確保・育成・定着を推進します	福祉サービス従事者のすそ野を広げるための取り組みを推進します	福祉サービス事業者の基盤強化を支援します	福祉サービス利用者の安心のための取り組みを推進します	安定した福祉サービスの提供のための体制づくりを支援します	法人運営の基盤強化を推進します	地域福祉の総合拠点として、福祉情報の発信や調査研究機能を強化します	各関係団体と連携した取り組みを進めます
推進項目	推進項目	推進項目	推進項目	推進項目	推進項目	推進項目	推進項目
(1) 求職者支援機能の強化 (2) 福祉サービス従事者の支援機能の強化	(1) 福祉の仕事の魅力を届ける取り組みの強化 (2) 福祉従事者のすそ野を広げる取り組みの推進	(1) 福祉サービス事業所の経営基盤強化の支援 (2) 社会福祉法人の地域公益活動への取り組み支援 (3) 福祉サービス提供に係る課題把握と解決の取り組み推進	(1) 福祉サービスの事業所等の組織運営や事業の透明性向上の支援 (2) 苦情を解決する体制づくりの支援	(1) 福祉サービス事業所等の職場の環境向上の支援	(1) 会務の円滑な遂行と組織の透明性の確保と強化 (2) 職員の資質向上の取り組み強化 (3) 安定した財源確保のための取り組み強化	(1) 福祉の拠点としての情報収集・情報発信機能の強化 (2) 拠点整備に向けた会館移転の協議及び設計	(1) 行政との継続的な連携・協働体制の構築 (2) 関係団体との連携強化 (3) 共同募金会との連携・協働による募金活動や寄付文化の醸成の推進
確保【法人の基盤強化】							

## Ⅳ 基本目標と取組方針

基本目標1：つながり、支え合える地域づくりの推進(地域の福祉力向上に向けた支援)

取組方針1：つながり、支え合うための地域福祉の取り組みを強化します

### 【現状】

- 少子高齢化や人口減少、過疎化の進展などを背景に、地域で課題を解決していくという地域力、あるいはお互いに支え合い共生していけるような地域の福祉力が脆弱になりつつあります。
- 一方、高齢、障害、子育てのみならず、いわゆる「8050問題」や「ダブルケア問題」等にみられるような社会的に孤立している世帯や、様々な課題が複合して生活が困窮している世帯等、時には地域住民から「排除」の対象になるような、生活のしづらさや困難を抱える地域住民（世帯）が増加しています。佐賀県内においても、佐賀県障害福祉課が、2017年（平成29年）に県内全ての民生委員・児童委員の協力を得て行った、「引きこもり等に関するアンケート調査」の結果によると、県内で「引きこもり等の状態にある」として把握できた方は644名であり、年代別にみると40歳以上の中高年が全体の7割を超え、引きこもりの状態にある期間が10年以上となっている方が36%であるなど、高齢化し、長期化している現状がうかがえます。
- このような中、2016年（平成28年）6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、子ども・高齢者・障害者等すべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現することが盛り込まれ、そのために、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる体制を住民に身近な圏域で構築していくとされています。
- 全国社会福祉協議会（以下「全社協」。）が示した「社協・生活支援活動強化方針」においては、地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決に繋げる支援やその仕組みづくりを行う「あらゆる生活課題への対応」と、ボランティア・NPO団体、社会福祉法人などの地域の各種団体との協働の取り組みを広げ、地域のつながりの再構築を図り、誰をも排除しない地域社会づくりを進める「地域のつながりの再構築」を、社協が今後検討・展開すべき主な事業・活動の柱として提起しています。
- また、2017年（平成29年）4月に改正社会福祉法が全面施行され、これまで地域福祉の中核を担ってきた社会福祉法人が、今後も地域の中で役割を果たし、その存在意義をより強固なものにするためには、今後どのような点に留意して事業展開を進めていくべきかが益々問われるようになりました。
- これまで「住民主体の原則」に基づいて地域福祉の中核を担ってきた社協も、社会福祉法人の一員

であることを自覚した上で、地域住民が何を求めているのか、住民が抱えている生活課題、生活のしづらさを明らかにするとともに、これらの地域生活課題の解決に向けて様々な主体と連携・協働した地域福祉活動への果敢な挑戦が求められています。

## 【課題】

### (1) 深刻化、複雑化し、顕在化しづらい地域住民の生活課題の把握と解決のための取り組みの充実

住民に最も身近な圏域で地域福祉活動を推進してきた市町社協は、これまでも、民生委員・児童委員や福祉委員、ボランティア団体等地域住民とともに、見守り活動やふれあい・いきいきサロン、心配ごと相談事業等に取り組んでいます。しかし、地域住民の抱える困りごとが深刻化・複雑化、また、複合化し顕在化しづらくなっている今日にあっては、その課題に気づきにくい状況が見受けられます。そのため、これまで以上に、生活課題を積極的に把握することができる総合相談体制の整備や、その解決に向けての多機関・多職種との連携、新たな取り組みの展開等が必要となっています。

また、生活困窮者の自立相談支援事業による相談体制の整備や、生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターの配置など、行政からの受託による事業等についても、事業受託の有無にかかわらず、地域住民と各種の福祉制度、身近な支援者、社会福祉法人等地域の社会資源等とをコーディネートする機能の構築や生活困窮者への支援等は、その地域ごとの生活課題への取り組みであり、本来社協が取り組むべきものであると位置づけた積極的な事業展開が必要と考えられます。

【参考：2018(H30).4.1現在】

- |  |                            |
|--|----------------------------|
| ① 見守り活動(ネットワーク型)の取組 / 12市町社協                         |                            |
| ② ふれあい・いきいきサロン(コミュニティサロン含む)の設置 / 1,147ヶ所(社協以外設置分も含む) |                            |
| ③ 総合相談事業の実施 / 13市町社協                                 | ④ 心配ごと相談事業の実施 / 11市町社協     |
| ⑤ 自立相談支援事業の受託 / 7市社協                                 | ⑥ 生活支援コーディネーターの配置 / 10市町社協 |

### (2) 市町社協の適正な法人運営の強化及び社協職員の専門性の向上

市町社協が、地域住民に期待される地域福祉推進の中核としての役割を的確に果たすためには、適正な法人運営や、職員のコミュニティーソーシャルワーク力などの専門性の更なる向上が必要となっています。

## 【目指すべき方向】

- ① 市町社協が、地域住民の抱えているあらゆる困りごとを受け止め、解決に繋ぐことができるような総合相談事業等の包括的な支援体制の整備を支援します。
- ② 地域における多種多様な生活課題や福祉ニーズに対応するために、既存の制度に捉われることなく、地域の実情や地域性を踏まえて市町社協が独自に取り組む、地域住民の自発的な相互の助け合いの新たな仕組みづくりを支援します。
- ③ 市町社協が抱える様々な課題等を的確に把握し、その解決のための助言や支援に積極的に取り組みます。また、実践的な研修等を通じ、市町社協が今後取り組むべき活動の方向性や実践課題の解決、求められる役割等についての研鑽を深めることができるよう支援します。

- ④ 社会福祉法人の責務として位置付けられた「地域における公益的な取組」を地域で推進するため、各市町社協を中心とした社会福祉法人間のプラットフォームによる協働事業の試行や様々な地域貢献のための取り組みを促進します。

### 【推進項目】

推進項目	事業展開	取組年次				
		2019	2020	2021	2022	2023
(1) 地域の課題把握と解決のための取り組み充実への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>先進地事例の調査・研究</li> <li>他社協での実践等の情報提供による新たな取り組みへの支援の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県社協職員による先進地視察・情報収集</li> <li>会議や市町社協訪問による情報提供等</li> </ul>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町社協事務局長会議・地域福祉担当者会議の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年1回以上開催</li> </ul>				
(2) 市町社協の運営支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町社協個別訪問懇談会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年実施</li> </ul>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>会計処理や諸規程の整備等法人運営全般に関する相談対応の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電話や市町社協訪問による相談対応</li> <li>OJT、研修受講による県社協職員の力量向上</li> </ul>				
(3) 市町社協役職員の専門性の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町社協職員の専門性を高める研修会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実践的な研修会の開催</li> </ul>				
		【市町社協の平均受講率】				
	75%   78%   80%   83%   85%					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町社協役員を対象とした研修会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>役員向け研修会の開催</li> </ul>				
【市町社協役員の受講率】						
35%   38%   40%   43%   45%						
(4) 市町社協を中心とした社会福祉法人間連携プラットフォームの取り組みの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>先行事例の検証と今後の見通しを踏まえた他市町社協への情報提供</li> <li>市町社協が取り組むプラットフォーム連携会議等への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会議や研修、市町社協訪問による情報提供等</li> </ul>				
		【市町社協におけるプラットフォーム構築数】				
4市町   5市町   6市町   7市町   8市町						

## 基本目標1：つながり、支え合える地域づくりの推進（地域の福祉力向上に向けた支援）

取組方針2：地域におけるボランティア活動や住民活動への取り組みを強化します

### 【現状】

- 少子高齢化、単身世帯の増加、ライフスタイルの多様化等を背景に、家族機能の低下、人間関係の希薄化、地域社会におけるつながり・支え合いの機能の弱体化、自治会や町内会、老人クラブ等地縁型組織の役員の担い手の不足等が叫ばれています。
- 制度の狭間にある生活課題や複合的な生活課題等の解決の適切なサービスや関係機関に繋がらない、もしくは対応できる社会資源が存在しない等の課題もあり、地域住民を主体としたインフォーマルな取り組みの推進が求められています。県内においては、2018年（平成30年）4月1日現在、7市町社協で地域住民相互の助け合いの取り組みがなされています。
- 2015年度（平成27年度）の介護保険制度の改正においては、多様な主体による助け合い活動や生活支援サービスが、市町村が実施する総合事業に位置づけられました。これまでも自発的に多種多様な助け合い活動をしてきたボランティアや市民活動には、制度からの期待に応え得るよう、助け合い活動の担い手同士のネットワーク化や様々な関係者との協働等が求められています。
- 2015年度（平成27年度）から施行された生活困窮者自立支援制度においても、単に経済的な困窮者への就労支援や金銭的支援等に留まらず、中間的就労や地域の中での居場所づくりなどを通して、誰もが地域や社会に繋がり、参加できる地域づくりが取り組みの理念の一つとされており、各市町社協のボランティアセンター等にはボランティアな活動を通じた社会的包摂の実現に向けた役割も期待されています。
- 地域共生社会の実現に向けての地域づくりのためには、幼少期から福祉への関心を促し、地域活動等への参加を通して人間形成を図っていく福祉教育が必要であり、地域貢献学習（サービスラーニングやボランティア活動）に積極的に取り組むなど、地域福祉の学びを生涯学習の視点で推進していくことが求められています。
- また、災害対策基本法の基本理念（第二条の二）において、住民一人一人や多様な主体による防災活動の促進や被災者による主体的な活動の推進が求められています。同法五条の三において、法律上もボランティア活動の必要性が位置づけられたように、被災地・被災者支援においてボランティア活動は不可欠なものとして認知されました。さらには、これまでの活動の実績を通して、被災地において地元社協が災害ボランティアセンターを設置し、災害復旧や生活支援に携わることが定着化し、マスメディア等を通じて知られるようになっていきます。

### 【課題】

#### (1) 市町におけるボランティア活動の活性化と取り組みの担い手不足への対応

市町社協には、地域の生活課題に対して、地域での支え合う関係やつながりの再構築を実現するために誰もが社会参加できる場やプログラムづくり、そのコーディネート等が求められています。また、

ボランティア団体の構成員に限らず、地域の生活課題解決のための取り組みのため、一人でも多く、地域住民の中からボランティアな取り組みの担い手を養成する必要があります。

【参考：2018(H30).4.1現在】

- ① ボランティアセンターの設置 / 17市町社協
- ② ボランティア養成講座等の実施 / 12市町社協

## (2) 地域共生社会の実現に向けた福祉教育の展開

地域の中で、一人ひとりが多様性を認め合いながら共に生きる社会(共生社会)を創っていくことは、国が制度や施策等を創ったとしてもすぐには実現できるものではありません。制度ができて一人ひとりの意識や行動が変わらない限りは、「地域共生社会」が実現することは難しいと言えます。

市町社協においては、これまでも、児童・生徒や地域住民に対する福祉教育の取り組みを行っていますが、現在は、高齢者や障害者の疑似体験や手話・点字・白杖歩行体験等に留まっていることが多い状況です。疑似体験で伝えられるのは、不便なことが強調される恐れもあり、高齢者や障害者は「大変だ」、「かわいそうな人だから何かしてあげなければ」等慈恵的、恩恵的な感覚を与え、貧困的な福祉観の再生産に繋がってしまうことがあることも理解した上で、生活機能(ICF)という視点に立った理解の促進を図る等目的を明確にした取り組みが必要です。

【参考：2018(H30).4.1現在】

- ① 福祉体験学習の実施 / 17市町社協
- ② 福祉教育プログラムの共同実施 / 7市町社協

## (3) 災害時におけるボランティア活動を通じた住民支援の充実

災害時には地元社協に災害ボランティアセンターを設置することが想定されていることから、センターを適切に運営できる市町社協職員の対応力の向上と、その支援を的確に行うことができるよう県社協職員の対応力も向上させておく必要があります。また、社協が災害ボランティアセンターを担う意義を十分に理解し、特に高齢者や障害者、生活困窮者等の災害時要支援者の生活を第一に支援するといった認識を持ち、ボランティアセンター機能を充実する必要があります。

## 【目指すべき方向】

- ① 既存のボランティア団体の活動の支援に留まらず、各市町社協の取り組みを通して、地域の生活課題を解決するための担い手の養成等を支援します。また、福祉ボランティアセンターの設置や、県社協のホームページ等を活用しての県内のボランティアな活動・市民活動についての情報提供に積極的に取り組むことにより、誰もが活動に参加しやすい機会を提供します。
- ② 地域共生社会の実現に向けて、福祉に対する子どもたちの関心を高め、地域活動への参加を通して子どもたちの人間形成に資することができるよう、地域貢献学習を通じた福祉教育の取り組みを進めます。福祉教育の実践においては、市町社協における取り組み内容についての提案力が求められるため、効果的な取り組み実践や手段等について、理解の促進を図ることができるよう、市町社協の福祉教育担当者を対象とした研修の充実を図ります。



- ③ 災害時に円滑かつ効果的な市町社協の災害ボランティアセンターの運営を図り、被災した地域住民の生活を支援することができるよう、市町社協職員を対象とした研修等の充実を図ります。

**【推進項目】**

推進項目	事業展開	取組年次				
		2019	2020	2021	2022	2023
(1) 福祉ボランティアセンターにおけるボランティア活動・住民活動の推進	・ 県内ボランティア活動の情報収集と情報提供	・ 市町社協と連携した活動の情報収集 ・ HPや広報誌等を活用した情報の提供				
		・ 毎年1回開催				
	・ ボランティア活動に関する研修会の開催	【市町別ボランティア研修受講率】				
		95%		100%		
(2) 福祉教育実践のための支援の強化	・ 地域貢献学習を通じた福祉教育実践の取り組みの支援	・ モデル事業の実施による取り組みの支援		・ 実践事例の情報提供等による取り組みの支援		
		【地域貢献学習を通じた福祉教育実践社協数】				
		3市町	5市町	7市町	9市町	10市町
	・ 福祉教育担当者研修会の開催	・ 毎年1回開催				
		【市町社協受講率】				
		60%	65%	70%	75%	80%
(3) 災害時の被災者支援のためのボランティア活動の推進	・ 災害ボランティアセンター運営研修会の開催	・ 毎年1回開催				
		【市町社協受講率】				
		95%		100%		

**基本目標1：つながり、支え合える地域づくりの推進(地域の福祉力向上に向けた支援)**

取組方針3：地域住民に最も身近な相談相手となる民生委員・児童委員の活動を支援します

**【現状】**

- 地域社会における課題が多様化、深刻化するなかにあつて、自らも地域の一員でありながら、住民の最も身近な相談相手となる民生委員・児童委員への期待は一層大きなものとなっています。
- 全国民生委員児童委員連合会（以下「全民児連」。）が民生委員制度創設100周年を記念してまとめた「活動強化方策」においても、これからの民生委員・児童委員に期待されることとして、①地域住民の「良き隣人」として、見守り、相談相手となり、必要な支援へのつなぎ役となること、②自ら地域を歩き、人々の生活状況と直面している課題を把握し、民生委員児童委員協議会において課題の共有化を図ること、③子どもたちにとっての「身近な大人」として子どもたちの相談相手や支援者となるとともに、子育て・子育ちを応援する地域づくりに取り組むこと、④地域の多様な関係者・関係機関による包括的な支援を実現するため、その連携の中核となる「結節点(ハブ)」となること、⑤住民や地域の代弁者として行政や地域における各種会議等においても積極的な提言・提案を行うこと、⑥民生委員・児童委員が目指す「誰もが笑顔で、安全に、安心して暮らせる社会づくり」の推進役の一員となって住民や地縁型組織への働きかけや協働に取り組むことが挙げられています。
- 全民児連が全国23万人の民生委員・児童委員を対象として2016年（平成28年）に行った「全国一斉モニター調査(以下「モニター調査」。）」によると、佐賀県では、50歳代委員の割合が全体の8.6%であるのに対し、70歳代の委員が27.6%となっています。加えて、委員の在任期間は全体の70%が2期目まで（※1期は3年間）の委員であり、初めて民生委員・児童委員となる年齢が上昇し、結果的には長く委員を続けることが困難となる状況にあります。また、「民生委員・児童委員、主任児童委員の役割や活動について知っている住民がどれくらいいるか」を全委員に尋ねたところ、佐賀県では、「1割未満」もしくは「1割以上3割未満」と回答した委員が全体の40.7%を占めています。さらに、「委員活動を応援してくれる住民がいるか」を尋ねたところ、全体の20%近くが「いない」と回答し、「無回答」の約10%を含めると、約30%が応援してくれる住民がいないと感じながら活動している状況がうかがえます。

**【課題】**

**(1) 委員活動に必要な知識の習得と相談援助技術の向上**

地域住民が抱える課題が多様化する中にあつて、民生委員・児童委員が様々な相談に対応し、その内容に応じた適切な専門機関等へのつなぎ役としての役割を果たしていくためには、これまで以上に幅広い知識が求められています。また、相談への対応や自立への働きかけなど、相談者に応じた相談援助技術の向上も求められています。全民児連の「モニター調査」において、「円滑な委員活動を続けていくために希望すること」について、16の選択肢を提示して上位3つを選択してもらったところ、佐賀県では、「自分自身の資質向上」が30.9%で第3位になっています。これは、日ごろの活動の中で、地域住民が抱える課題等に対応するために自らの力量を高めたいと考える委員が多いことを表しており、研修の充実等が求められています。

## (2) 民生委員・児童委員に対する社会的理解の促進と活動環境の整備

民生委員・児童委員への期待の高まりとともに、その役割が拡大する中、民生委員・児童委員の負担感が高まっています。全民児連の「モニター調査」において、「委員活動における悩みや苦労」について、24の選択肢を提示して上位3つを選択してもらったところ、佐賀県では、「援助を必要とする人との人間関係のづくり方が難しい」(22.1%)や、「あて職が多い」(14.5%)、「会議や研修などに参加する機会が多い」(14.3%)、「住民から正しく理解されていない」(13.7%)等が上位を占めています。経験年数の浅い委員が増加する中であって、住民との関係づくりに悩む委員が増えていること、福祉分野だけでなく教育や保健分野、行政等への協力やあて職等が多いこと等も負担感の高まりの原因として考えられます。「なり手不足」の解消や継続した委員活動の推進に繋げるためにも、民生委員・児童委員に対する社会的理解を進め、その活動環境の整備を進めていくことが必要です。

### 【目指すべき方向】

- ① 地域住民の一員である民生委員・児童委員が、住民に寄り添いながら課題の解決に取り組むためには、幅広い知識や実践力が求められていることから、それに応え得る効果的な内容の研修に取り組みます。
- ② 民生委員・児童委員が市町社協とともに地域福祉を進める両輪として今後もその力を十分に活かすことができるよう、佐賀県民生委員児童委員協議会の運営や互助共励事業の適切な運用を通して民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに取り組みます。

### 【推進活動】

推進項目	事業展開	取組年次				
		2019	2020	2021	2022	2023
(1) 民生委員・児童委員活動の支援の強化	・民生委員・児童委員を対象とした研修会の開催	・年2回程度実施				
	・民生委員互助共励事業の適切な運用	・互助共励給付金事業に係る適正な手続きの実施				
	・地域住民に対する民生委員制度や委員活動の理解促進	・ポスターパネルや広報誌の活用等による制度や活動の周知				
	・佐賀県民生委員児童委員協議会の設置運営	・事務局の適正な運営による活動支援の実施				

## 基本目標2：一人ひとりの困りごとの解決に向けた取り組みの推進(個の支援の推進)

### 取組方針4：総合相談機能を強化します

#### 【現状】

- 生活様式の変化に伴い、住民同士の連帯感の低下や家族観の変化、つながりの希薄化、地域コミュニティの弱体化などに伴い、育児・介護、自殺、ニート、ひきこもり、虐待、8050問題、経済的困窮など、複雑で多様な課題を抱える人や世帯が増加しています。
- 社協をはじめ行政や社会福祉法人・福祉施設（以下「施設法人」）、NPO法人、地域包括支援センター等においては、介護保険法や障害者総合支援法、生活困窮者自立支援法などに基づく相談事業を行っています。また、法テラスや国民生活センターなど生活に関する相談窓口も設置されており、相談支援機関も多様化している状況です。各相談支援機関では、それぞれの専門性を活かした相談事業を実施されていますが、複合的な課題を抱えている人や世帯に対し、総合的・包括的な相談機能を有している機関は少ないのが現状です。
- 社協は民生委員・児童委員と協力し、昭和30年代から「心配ごと相談事業」を実施してきました。近年は、専門的な相談が増えていることから、福祉総合相談や法律相談などを行っている社協もあります。

【参考：2018(H30).4.1現在】

① 福祉総合相談 13社協 ② 法律相談 7社協

- 本会では1955年度（昭和30年度）から生活福祉資金（旧世帯更生資金）貸付事業を市町社協や民生委員と協力しながら実施しており、世帯に対する単なる金銭的貸付ではなく、世帯の自立に向けた相談支援と一体的に行う貸付制度を運用してきました。
- 急速な情報技術の進展により、パソコンや携帯電話、スマートフォンの普及等も進んでいます。初期相談の段階では匿名やメールでの相談が、相談者の負担感が少ないという意見もありますが、依然として相談方法は電話や面談によるものが多いのが現状です。

【2017年度（平成29年度）県社協生活福祉資金係での相談総件数】 374件

①電話：356件(95.2%) ②来所等面談：15件(4.0%) ③メール：3件(0.8%)

- 近年の傾向として、児童福祉施設入所児童のように社会的養護を必要とする方やひとり親世帯は増加傾向にあります。そのような社会的養護を必要とする方への支援や相対的に収入が低いと言われるひとり親世帯の支援策は、貧困の世代間連鎖を防ぐことにも繋がるため取り組みの強化がされており、その一つの支援策として、本会では「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業」と「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」を実施しています。

## 【課題】

---

### (1) 各相談支援機関との情報共有の仕組みづくり及び連携体制の強化

個人情報保護の問題や住民同士の共助意識の変化に伴い、相談支援機関との情報共有の仕組みが十分に作れておらず、連携できる体制となっていないケースも見受けられます。また、相談支援機関の多様化に伴い、どこに、どのような相談支援機関があるのか、十分に把握ができていない状況です。社会的養護を必要とする方やひとり親世帯に対する相談窓口も含め、連携した支援体制の構築が必要です。

### (2) 職員の相談援助技術の向上

総合相談を行う上で、対応する職員には相談者自身が把握している困りごとと、把握できていない困りごとを整理することや、相談者の世帯全体が抱えている困りごとなど、いわゆる「真の課題」の聴き取り、把握する技量が求められています。また、聴き取った後、今後の生活を見据えた支援策の提示も重要です。

### (3) 相談しやすい環境づくりの推進

相談者の負担感が少なく、相談しやすい環境の整備が必要となっています。

## 【目指すべき方向】

---

- ① 相談内容によっては、相談受付部署だけで支援策を検討するのではなく、相談者のニーズに合わせて他の部署とも情報共有を図り、適当な支援策を検討・提示します。また、他の相談支援機関とも連携をとれる体制づくりのため、情報収集や連絡会議の開催等を検討します。
- ② 相談者から直接聞く情報だけでなく、口調や態度などからも生活状況を把握できるよう相談支援技術の向上や幅広い相談を受けられる体制づくりに努めます。また、世帯全体の困りごとの把握に努め、単なる一時しのぎとならないような支援策を検討していきます。
- ③ 初期相談しやすい情報媒体の調査・研究を行い、どのような環境が適当か検討していきます。
- ④ 課題を抱える人や世帯に対し、本会で実施している貸付事業を通して必要な支援を行います。

【推進項目】

推進項目	事業展開	取組年次				
		2019	2020	2021	2022	2023
(1) 包括的な相談支援と低所得者等を対象とした貸付事業の推進	・他の相談支援機関の体制等の把握と連携強化	仕組 情報共有の みづくり			連携会議の 開催	
	・総合的な相談支援、及び本会担当職員の相談支援技術の向上	実施				
	・負担感が少なく、初期相談しやすい情報媒体の調査・研究	調査		研究		適当な媒体の 具体化検討
	・低所得者等を対象とした貸付事業の推進 (生活福祉資金貸付事業、ひとり親高等訓練貸付事業、児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業)	実施				



## 基本目標2：一人ひとりの困りごとの解決に向けた取り組みの推進(個の支援の推進)

取組方針5：住み慣れた地域での安心した暮らしを保障するため、一人ひとりの権利を擁護する取り組みを推進します

### 【現状】

- 高齢化の進展に伴う高齢者のみの世帯や認知症高齢者の増加、障害者総合支援法による障害者の地域移行等に伴い、住み慣れた地域で日常生活を営む上で様々な支援を必要とする高齢者・障害者がさらに増加することが見込まれています。
- このような中、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある方たちを社会全体で支え合うことが喫緊の課題であり、かつ、地域共生社会の実現に資することであるとされています。
- 県下で実施している福祉サービス利用援助事業は、利用者が一人の市民として、できるだけ自らの力で権利を行使し、必要なサービスを使いながら安全・安心な生活を送ることができるよう、必要な支援を行う事業として、地域福祉推進の一翼を担い、社協における権利擁護支援の中心的な事業となっています。
- 福祉サービス利用援助事業の利用契約者は2018年（平成30年）12月末現在330名となっており、前年同期の311名と比して約107%と増加しています。
- また、認知機能の低下等により判断能力に欠ける状態にある方々を支える重要な手段として、成年後見制度がありますが、十分な利用に繋がっていない現状にあります。そのため、利用者のノーマライゼーション、自己決定の尊重、身上の保護の重視といった成年後見制度の理念の尊重、地域の需要に対応した制度の利用促進、制度の利用に関する体制の整備を基本理念とする「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が2016年（平成28年）5月に施行され、今後、各市町において利用促進に向けた基本計画の策定が進められることになっています。

### 【課題】

#### (1) 福祉サービス利用援助事業の実施による権利擁護の取り組みの充実

厚生労働省が発表した2012年（平成24年）の認知症の人の数は、全国で462万人と推計され、2025年（令和7年）にはさらに増加して700万人になると見込まれています。佐賀県でも、2017年（平成29年）の約39,000人から、2025年（令和7年）には、約48,000人(1.23倍)に増加することが見込まれており、このことから、認知症になっても様々な福祉サービスを活用することによって住み慣れた地域で、安心して暮らし続けていくことを支えるサービスである「福祉サービス利用援助事業」の役割は益々重要になると考えられます。

また、認知症の症状が進み判断能力が低下する中で、本人の意思決定を支援する機能強化も求められる状況であり、家族に対する支援や成年後見制度移行の支援も求められます。

## (2) 安定した事業実施体制の確立と財源の確保及び事業従事者の専門職としてのスキルの向上

このように、高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加は、福祉サービス利用援助事業の利用契約者が増加することを意味しており、その状況の中において、更に身上保護や本人の意思決定を支援する取り組みを強化していくためにも、これらに対応できる安定した事業実施体制の確立と財源の確保、事業に従事する専門職としてのスキルの向上が喫緊の課題となっています。

## (3) 権利擁護に関する制度の周知と相談支援体制の強化

また、認知症や知的障害・精神障害等により判断能力が不十分な方が、他者からの不当な権利侵害に合うことなく、自身の権利を適切に行使しながら、尊厳を持ってその人らしく安心して地域で暮らすためには、その状況に応じて福祉サービスやインフォーマルな福祉活動などによる多様な支援が切れ目なく提供される総合相談・生活支援体制を構築することが求められています。

特に、成年後見制度の利用が必要な方が、制度や相談窓口の周知不足や手続きの煩雑さ等により、制度の利用に至らないということを防ぐ仕組みづくりが重要です。

## 【目指すべき方向】

- ① 全ての地域住民が、自らの意思により、自分らしく暮らし続けることができるよう、本会に「権利擁護・あんしんサポートセンター」を設置し、県社協及び各市町社協における「権利擁護センター」機能の充実を強化するための体制整備を推進します。
- ② 福祉サービス利用援助事業については、地域住民に対する相談対応の利便性や各種相談の即応性、効率性を高めるため、本会が実施主体となりその業務の一部を各市町社協に委託して実施し、判断能力が不十分な方が福祉サービス利用援助事業を適切に活用しながら地域で安心して生活できるよう支援します。
- ③ 福祉サービス利用援助事業の実施にあたっては、利用者が抱える課題が複雑化、深刻化したものも多く、対応する市町社協の専門員には、より高い専門性が求められていることから、実践的な研修を通じ、事業の円滑かつ効果的な運用を図ります。
- ④ 福祉サービス利用援助事業を利用する方々でも、認知機能の低下等により、成年後見制度の利用が必要とされる方に対しては、確実に成年後見制度の利用に繋ぐことができるよう、市町社協における成年後見制度の利用や申立についての相談対応をサポートします。
- ⑤ 判断能力は充分であっても、身寄りがない、近くに親族がない等の理由により自分が希望する人生の終え方を誰にも託すことができないなど、不安を抱える高齢者も増えていることから、このような方々の自己決定権を尊重するという視点に立ち、エンディングノートの作成や葬儀・遺品整理の代行等、終活支援に関する新たな取り組みを推進します。



## 【項目推進】

推進項目	事業展開	取組年次				
		2019	2020	2021	2022	2023
(1) 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポート事業）の実施による権利擁護の推進	・市町社協への委託による福祉サービス利用援助事業サービスの提供	【利用契約者数の見込み】				
		360名	380名	400名	420名	440名
	・福祉サービス利用援助事業従事者等に対する研修会の開催	・専門員、生活支援員研修会の実施				
(2) 権利擁護事業の推進	・市町社協における権利擁護事業推進のための体制整備	・「権利擁護・あんしんサポートセンター」の設置推進				
		・権利擁護に関する市町社協職員研修会の実施				
		【市町権利擁護・あんしんサポートセンターの設置】				
		10市町	13市町	16市町	18市町	20市町
	・市町社協における終活支援事業の取り組みに向けた支援	・モデル事業の実施による取り組みの支援	・実践事例の情報提供等による取り組みの支援			
【終活支援事業の取り組み社協】						
		2市町	4市町	6市町	8市町	10市町
	・成年後見制度の利用促進	・制度に関する周知、啓発 ・利用や申し立てに関する相談対応				

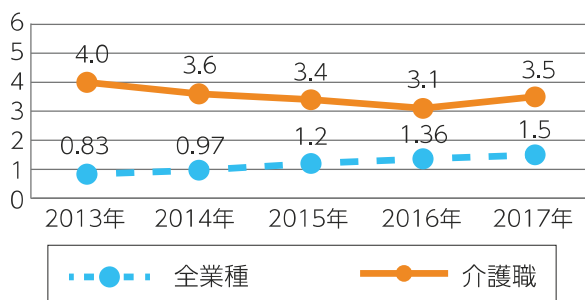
基本目標3：地域づくりや福祉に携わる人材の確保・育成・定着の推進(担い手づくりの推進)

取組方針6：福祉サービス事業従事者の確保・育成・定着を推進します

【現状】

- 少子高齢化がさらに進み、介護や保育を中心とする福祉サービスに対するニーズが急増している中、福祉に関わる人材の確保及び定着促進は急務となっています。
- また、経済状況の好転により景気が回復していく中で、労働市場全体として人手不足感が高まってきており、特に介護分野における有効求人倍率（3.50倍：2017年）は全業種平均（1.50倍：2017年）より高水準で推移してきています。  
このような人手不足の背景としては、労働環境や給与面など福祉の仕事に対するマイナスイメージから敬遠されているという傾向もあります。

有効求人倍率の動向



出典：「職業安定業務統計」厚生労働省

- 本会に設置している福祉人材・研修センターでは、ハローワークとの連携強化はもとより、社協が行う福祉専門の無料職業紹介所として、社協が持つ福祉ネットワークを活用した福祉施設見学会や求人先への見学同行など、求職者に対するきめ細かな支援から職業紹介につなげています。また、福祉人材分野に従事しようと希望する求職者にふさわしい職場を開拓するとともに、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を行い、円滑な就労・定着に向けた支援を行っています。

【参考：2018（H30）.4.1現在】

①求職登録者114件（2016年）→198件（2017年） ②採用者数66件（2016年）→79件（2017年）

- 本会に設置している保育士・保育所支援センターでは、県内において質の高い保育人材を安定的に確保する観点から、保育士の専門性向上とともに、潜在保育士の就職や保育所等の潜在保育士活用支援を行っています。また、保育所等の求職者にあった職場の開拓や相談支援、マッチング支援事業を実施しているところです。

【参考：2018（H30）.4.1現在】

①保育士求職登録者41件（2016年）→94件（2017年） ②保育士採用者数8件（2016年）→20件（2017年）

○福祉サービスの質の向上や福祉・介護人材の確保・定着に向けた研修機会の提供が必要不可欠となっている中で、福祉人材・研修センターでは独自に福祉従事者のキャリアアップの仕組み作りのための「階層別研修」、知識と技術向上のための「課題別研修」など、年間を通したプログラムで役職員の資質向上に向けた研修を実施しています。

## 【課題】

---

### (1) 求職者支援機能の強化

求人状況や求人先の人手不足感からも見られるように、介護や保育を中心とする福祉人材の確保・定着促進は急務となっており、福祉人材・研修センターや保育士・保育所支援センターを核とした無料職業紹介所として、本会が持つ福祉ネットワークをいかに有効活用していくかが問われています。また、本会のキャリア支援専門員が行う相談支援の中でも、インターネットなど様々なツールを積極的に活用した質の高い相談対応をすることで、若い世代を含む求職者や求人先に、当センターの使いやすさなどの利用メリット感を周知することが必要とされています。

### (2) 潜在的有資格者の把握・再就職支援

介護や保育の職場においては、結婚・子育て等の理由により福祉の職場から離れている有資格者も多く、そういった潜在的有資格者を再就職に繋げる支援を継続的に行っていくことも必要です。

### (3) 福祉従事者の人材育成支援機能の強化

福祉従事者を対象とした研修の実施については、求められるニーズに沿った研修テーマに努めることで受講者数は増加していますが、事業所規模によって受講が少ない事業所が見受けられるため、受講できる環境の職場とそうでない職場との資質向上に差が出てこないよう研修受講の促進に努めるとともに、常にどのような研修内容が求められているのかを把握していく必要があります。

## 【目指すべき方向】

---

- ① 福祉人材・研修センターのキャリア支援専門員や保育士・保育所支援センターの保育士支援コーディネーターを核とした、無料職業紹介事業や就職フェア、再就職支援研修、人材を必要とする福祉現場の声に寄り添ったきめ細やかなマッチング支援(求職者に同行しての事業所訪問・面談サポート等)を行います。
- ② 福祉従事者の定着に向け、組織の体制強化や職員の将来に向けたキャリアデザインを描く支援として、キャリアアップの仕組みづくりのための「階層別研修」や、知識と技術の向上のための「課題別研修」など、年間を通して役職員の資質向上のプログラムを実施していくとともに、必要に応じた資格取得サポート研修や職場内での研修サポート事業に取り組むことで、福祉人材の育成と定着を図ります。合わせて、県内でも求人ニーズの高い介護支援専門員の実務研修受講試験合格者増に向けた各種研修・模擬試験を拡充していきます。

- ③ 行政やハローワーク、福祉系養成校などの関係機関と連携を深め、人材確保に向けた効果的な取り組みを検討していきます。

## 【推進項目】

推進項目	事業展開	取組年次				
		2019	2020	2021	2022	2023
(1) 求職者支援機能の強化	・福祉人材・研修センターにおける無料職業紹介事業及び保育士・保育所支援センターを通じた福祉人材の確保	実施	→			
	マッピング件数 (内、保育士・保育所支援センターマッピング件数)	90名 (30名)	100名 (35名)	110名 (40名)	120名 (45名)	130名 (50名)
	「福祉のお仕事」 (インターネットサイト)登録求人事業所数	620ヶ所	680ヶ所	740ヶ所	800ヶ所	860ヶ所
	・ハローワークへ出張相談の実施 ・就職面談会(就職フェア)の開催 ・介護の資格届出制度に係る広報啓発	実施	→			
(2) 福祉サービス事業従事者の支援機能の強化	・福祉従事者を対象とした「階層別」・「課題別」研修の開催	実施	→			
	受講者数	1,800人	1,830人	1,860人	1,890人	1,920人
	・介護支援専門員実務研修受講試験の実施	実施	→			
	介護支援専門員実務研修受講試験合格率	10%	12%	14%	16%	18%

## 基本目標3：地域づくりや福祉に携わる人の確保・育成・定着の推進(担い手づくりの推進)

取組方針7：福祉サービス事業従事者のすそ野を広げる取り組みを推進します

### 【現状】

- 介護や保育を中心とする福祉人材の確保は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や労働ニーズが多様化する中、本県も含め全国的に喫緊の課題となっています。
- また、将来を担う若い世代における労働条件等福祉の仕事に対するマイナスイメージや、学生本人をはじめ保護者等に福祉・介護・保育の仕事の魅力を伝えきれていないこともあり、福祉系養成校へ入学する学生が減少傾向にあります。
- このような中、介護福祉士修学資金等貸付事業や保育士修学資金等貸付事業を実施することで、介護福祉士、社会福祉士、保育士として業務に従事する将来的な人材の確保を図っています。また、介護福祉士国家試験実務経験ルート受験に必要な実務者研修の受講資金や介護及び保育人材の再就職のための準備金の貸付けを行い、即戦力の人材確保と今後の人材定着を進めています。

### 【課題】

#### (1) 福祉の仕事の魅力発信の取組み

福祉系養成校への入学者が減少している中、福祉分野を志し、福祉の資格取得並びに福祉の仕事を目指していけるよう、学生のみならず保護者や教員を巻き込んで福祉の仕事の魅力やキャリアアップの現状についての情報提供を行い、将来的な福祉人材を確保していくことが必要とされています。また、喫緊の課題である人材不足解消を図るため、若年層だけでなく子育て層やアクティブシニア層に対しても積極的に働きかけることが求められています。

#### (2) 将来的な福祉人材の確保と定着促進

介護福祉士や社会福祉士、保育士として、佐賀県内の福祉施設・保育所等においてそれぞれの業務に従事する人材の養成確保を目的とした貸付事業を実施し、将来の福祉分野の人材確保につながるよう就労を促進する必要があります。

### 【目指すべき方向】

- ① 福祉人材の育成に当たっては、「福祉の仕事」に興味を持っている学生・生徒をはじめ、将来を担う若い世代に向けた仕事のPRや情報提供が必要であり、他業種においても人材が確保できない中で、セミナーや職場体験等を通して「福祉の仕事」の魅力ややりがい、仕事の内容を具体的に伝えていくことで、志をもった質の高い人材の育成を目指します。
- ② 福祉人材の確保・定着を目的に、介護福祉士や保育士を目指す学生を対象とした「修学資金」や資格を持ちながら現在福祉の仕事から離れている有資格者を対象とした「就職準備金」など、本会の職業紹介事業とリンクした貸付の実施や、介護の資格届出制度（※）の利用促進により、より重層的な取組みを図ります。  
※「介護の資格届出制度」とは、介護福祉士等介護の資格をお持ちで、福祉や介護の仕事をして

いない方等が、連絡先等を福祉人材センターに届け出ること、福祉・介護に関するニュースや就職に役立つ情報などをお届けする制度です。

**【推進項目】**

推進項目	事業展開	取組年次				
		2019	2020	2021	2022	2023
(1) 福祉の仕事の魅力を届ける取り組みの強化	・若年層、子育て層、アクティブシニア層への福祉の仕事の魅力発信のための取り組み 高校生福祉セミナーの開催	実施 →				
	セミナー参加生徒数		230名	235名	240名	245名
(2) 福祉従事者のすそ野を広げる取り組みの推進	・介護福祉士及び保育士の資格取得に向けた貸付事業の実施 (介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付事業、介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業、離職した介護人材の再就職準備金貸付事業、保育士修学資金貸付事業、保育士就職準備金貸付事業)	実施 →				



## 基本目標 4：くらしの安心を支える体制強化の推進(福祉サービス事業者の支援)

取組方針 8：福祉サービス事業者の基盤強化を支援します

### 【現状】

- 2000年(平成12年)の社会福祉基礎構造改革における社会福祉法や介護保険法の制定等により、福祉サービスの利用は、それまでの行政がサービス内容を決定する「措置制度」から、利用者が福祉サービス事業者と対等な関係に基づきサービスを選択する「利用制度」へと大きな転換がなされました。その後も、障害者総合支援法の制定や児童福祉法の改正等により、利用者主体の福祉サービス提供を実現することを主眼とした施策の整備が図られています。
- これらの制度・政策等では利用者の尊厳を最大限に尊重し、本人の意思や希望を基本とした利用者本位のサービスの向上を図っていくことが掲げられています。
- 県内における福祉サービスの充実を図るためには、福祉サービスを提供する事業者、特にその中核を担う施設法人の経営体制の強化は不可欠であり、本会においては、施設法人の経営改善や組織運営、人材育成、関係する法律や会計、労務管理等、適切な施設経営に資するための助言や支援を行う相談窓口を設置し、「福祉施設経営相談事業」に取り組んでいます。

#### <相談実績>

2017年 (H29) 71件 (施設経営一般 34件、職員待遇 7件、会計税務 16件 他)

2018年 (H30) 62件 (施設経営一般 30件、職員待遇 5件、会計税務 23件 他)

- 高齢者・障害者・児童・母子等、利用者に応じた福祉サービスの充実を図るため、施設の種別ごとに組織化した「施設種別協議会」を本会内に設置し、その運営支援に取り組んでいます。各施設種別協議会では、関連する制度政策等への対応の検討や、施設利用者の特性に応じた職員研修の開催、会議等を通じた課題共有や解決に向けた調査研究等様々な活動を行い、各施設における福祉サービスの向上に取り組んでいます。

#### <施設種別協議会>

- ・佐賀県社会福祉法人経営者協議会、佐賀県老人福祉施設協議会、佐賀県児童養護施設協議会、佐賀県身体障害児者施設協議会、佐賀県知的障害者福祉協会、佐賀県社会就労センター協議会、佐賀県母子生活支援施設協議会

### 【課題】

#### (1) 経営相談窓口体制の強化

2017年(平成29年)4月に改正社会福祉法が全面施行され、社会福祉法人には、高い公益性・非営利性を担保し、法人の自立的かつ適正な運営を確保するためのガバナンスの強化等が図られました。このような中、施設法人が、これまで以上に適正な運営体制を確保した上で、より良い福祉サービスの提供ができるよう、福祉施設経営相談窓口において、的確な助言、支援を行っていく必要があります。

すが、複雑・多様化する相談事案に対して、窓口だけの対応が難しいケースも見受けられ、様々な制度政策等に関する幅広い知識や理解力、他機関へのコーディネーション等、職員の力量向上が求められています。

## (2) 社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進

改正社会福祉法の施行により、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」が社会福祉法人の責務として位置付けられました。施設法人には、自らが持つ専門性と施設や設備などを十分に活かしながら、地域の様々な生活課題や福祉ニーズに対応することが求められています。県内における取り組みは充分進んでいるとは言えない状況です。「地域における公益的な取組」は地域の状況を把握して進める必要があります、そのためには地域の生活課題を把握している社協と連携して取り組むことが効果的と考えられます。

## (3) 福祉の動向に応じた情報収集・発信の強化

複雑多様化する福祉ニーズや社会情勢等に応じて変化する制度政策等への対応や、求められる職員育成など、各施設種別協議会で取り組む必要がある課題等はその時々で変化していきます。事務局を担う本会においても、施設が抱える課題や福祉の動向を的確に把握し、施設種別ごとに関連する必要な情報をより迅速に収集・発信することが求められています。

## (4) 事業継続が困難な場合に対応するBCPの策定支援

近年頻発している大規模な災害により、サービス提供ができない等事業の中断が発生したことから、事業継続が困難な場合に対応するためのBCP（Business continuity planning：事業継続計画）の策定の必要性が改めて認識されました。特に、高齢者や障害者、児童等、より支援が必要な方が生活している社会福祉施設においては、サービス提供（支援）が中断することで、生命の危機等重篤な問題につながる恐れもあることから、可能な限り継続するもしくは中断したとしてもできる限り短時間でその状況から復旧する仕組みづくりが必要です。しかしながら、考えられる不測の事態は、大地震等の自然災害だけに留まらず、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、供給網の途絶、突発的な経営環境の変化など様々な要因があり、BCPを検討するにあたっての想定が難しく、策定が進んでいない現状があります。

## 【目指すべき方向】

- ① 施設法人が適正な運営体制を確保し、より良い福祉サービスの提供ができるよう、担当職員の外部研修等への参加等を通じて、より一層研鑽を深め力量向上に努める等、福祉施設経営相談事業における相談対応の体制強化を図ります。また、相談者からの相談の連絡等が円滑に行われるよう、相談窓口の周知広報に努めます。
- ② 施設種別ごとに求められる制度政策等への対応や必要な知識等についての情報をより迅速に収集し、施設種別協議会会員施設へ発信することができるよう、全国や九州ブロックの協議会との連携を強化します。また、利用者のサービス向上を図るため、より効果的な職員研修の実施や施設が抱える課題の共有、解決に向けて取り組むことができるよう、担当職員の力量向上に努めるなど、施設種別協議会を通じた施設法人支援体制の強化を図ります。



③ 「地域における公益的な取組」の実践に向けた研修会を、各施設種別協議会の協力を得て開催する等、公益的な取り組みに対するより一層の理解促進を図ります。また、先行事例や地域内の法人間の連携による取り組み事例等の紹介等を行う等、県内の社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の実践に向けての支援を強化します。

④ 実用的な事業継続計画（BCP）の策定に繋げるため、研修の実施や参考事例の紹介等の個別相談対応による策定支援の強化を図ります。また、災害時に要支援者に対して緊急的な福祉支援を進めるための福祉関係団体等との福祉支援ネットワーク体制の構築を推進します。

### 【推進項目】

推進項目	事業展開	取組年次				
		2019	2020	2021	2022	2023
(1) 福祉サービス事業所の経営基盤強化の支援	・経営相談体制の充実を図り、社会福祉法人の公益性や運営の透明性を高めるための専門的相談窓口の設置	設置	→			
	・大規模災害・感染症等による事業継続困難に対する事業継続計画（BCP）の策定支援と福祉関係団体等との福祉支援ネットワークの構築支援	（3カ所） 適宜実施	→			
	・各施設種別協議会と連携した情報提供手法の検討や合同研修会等の取り組み	検討	実施	—	実施	—
(2) 社会福祉法人の地域公益活動への取り組み支援	・施設法人の専門性と資源を活かした地域内のネットワーク構築支援 ・地域公益活動に向けた研修会の開催	（3回） 適宜実施	→			
(3) 福祉サービス提供に係る課題把握と解決の取り組み推進	・各施設種別協議会等の円滑な運営と基盤強化の支援、タイムリーな情報提供	随時	→			

#### 基本目標4：くらしの安心を支える体制強化の推進(福祉サービス事業者の支援)

取組方針9：福祉サービス利用者の安心のための取り組みを推進します

#### 【現状】

- 福祉サービスの提供の仕組みが措置から契約となり、福祉サービスを必要とする方がサービスを自ら選択できるようになった中、利用者が安心して適切なサービスを利用できるよう情報提供を行うとともに、個々の事業者に対してもサービスの公表を図ることを進めるなどの取り組みを行っています。
- 福祉サービス第三者評価事業は、社会福祉法人などが提供するサービスを、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行うことで、利用者に福祉サービスを選ぶ際の適切な情報として提供しています。児童養護施設や母子生活支援施設などの社会的養護関係施設については、3年に1回以上の受審が義務付けられています。

〔参考：2018(H30).4.1現在〕

受審事業所数	2016年(H28)	4事業所	(社会的養護関係施設以外)
	2017年(H29)	6事業所	(社会的養護関係施設)

- 認知症高齢者グループホームを対象とする「地域密着型サービス外部評価事業」は、利用者や家族の安心と満足を確保することを目的に、第三者の立場から客観的な視点で評価することで提供されるサービスの質の改善を図っています。なお、地域密着型サービス提供事業所については、毎年の受審が義務付けられています。

〔参考：2018(H30).4.1現在〕

受審事業所数	2016年(H28)	60事業所	
	2017年(H29)	66事業所	※所定の要件を満たすことで、隔年受審が可能

- 本会に設置する佐賀県福祉サービス運営適正化委員会は、選択と契約に基く福祉サービス利用者等からのサービスに関する苦情相談や、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保することを目的に設置しています。

#### 【課題】

##### (1) 評価事業における調査員の養成と制度の周知

福祉サービス第三者評価事業においては、社会的養護関係施設は義務化されていることもあり、毎年度一定数の事業者が受審されていますが、アンケート調査の結果にもあったように、受審の意義を明確化できていないなどの課題もあり、受審が義務化されていないそれ以外の事業者からの受審はまだ少ないのが現状です。事業者がより積極的に本事業を受審し、その評価結果を活用できるよう環境整備が求められています。

地域密着型サービス外部評価事業においては、福祉サービスの質の向上を支援するため、円滑な調査実施に対応すべく新規調査員の養成及び継続研修を実施することで体制整備を図るとともに、県を

はじめ関係機関との連携のもと、評価制度の意義を積極的に周知する必要があります。

## (2) 苦情を解決する体制づくりの強化

福祉サービス運営適正化委員会では、福祉サービスの利用者及び家族の苦情解決につなげるため、苦情相談窓口についての広報に努めるとともに、事業者を対象とした研修会の開催など、利用者本位のサービス提供の実現に向けた苦情解決体制の充実強化が求められています。苦情解決制度については、利用者等への普及啓発を一層進めるとともに、福祉サービスを提供する事業者に対しては、その体制整備の充実強化と有効に機能する仕組みづくり等の支援に取り組んでいく必要があります。

### 【目指すべき方向】

---

① 施設運営の適正化並びにサービス提供事業者の事業の透明性の確保のために、福祉サービス第三者評価事業や地域密着型サービス外部評価事業について、評価機関として本事業の意義が広く理解されるよう積極的な制度の周知等に取り組みます。また、常に利用者の立場に立った良質かつ適切なサービスの提供につなげるための調査員の質の向上を図るなど、評価を実施するための体制を強化します。

② 福祉サービス運営適正化委員会では、福祉サービス利用援助事業など福祉サービスの利用者等からの苦情に対する適切な解決に向けて、本事業の周知や利用の徹底、事業所内における苦情解決体制の充実を図ります。

また、事業所段階で解決できなかった苦情についても、福祉サービス利用者及びその家族が安心して相談できる窓口としての体制整備の充実を図ります。併せて、福祉サービス利用者等による苦情等について、相談窓口に確実につなげ改善を図っていくため、ポスターの作製や社協だより等の広報誌等への掲載など、広報周知に努めます。

## 【推進項目】

推進項目	事業展開	取組年次				
		2019	2020	2021	2022	2023
(1) 福祉サービス事業所等の組織運営や事業の透明性向上の支援	・福祉サービス第三者評価事業の実施 ①広報啓発活動 ②調査員の養成	実施				
	受審件数	7件	7件	7件	7件	7件
	・地域密着型サービス外部評価事業の実施 ①広報・周知 ②調査員養成研修・継続研修の実施	実施				
	受審件数	70件	70件	70件	70件	70件
(2) 苦情を解決する体制づくりの支援	・福祉サービス運営適正化委員会事業の実施 ①運営適正化委員会の実施 ②福祉サービスに関する利用者等からの苦情の適切な解決 ③苦情解決のための研修会の開催 ④広報啓発活動	実施				

## 基本目標4：くらしの安心を支える体制強化の推進(福祉サービス事業者の支援)

取組方針10：安定した福祉サービスの提供のための体制づくりを支援します

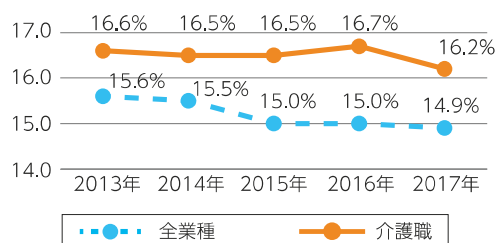
### 【現状】

○少子高齢化等により、福祉や介護サービスに対するニーズが急増し、福祉人材の確保が急務となっている中、介護職員の離職率については、2013年度（平成25年度）は16.6%、2017年度（平成29年度）は16.2%と全国的には低下傾向となっているものの、全産業における離職率（2017年度14.9%）と比較するとやや高い水準となっています。

○県内の介護職員の離職率については、2013年（平成25年）には全産業の離職率（15.6%）よりも低い14.4%だったものが、2017年（平成29年）には17.7%と介護職員の離職率（全国平均）を上回る結果となっており、職員の離職防止・定着促進が喫緊の課題となっています。（出典「介護労働実態調査佐賀県版」）

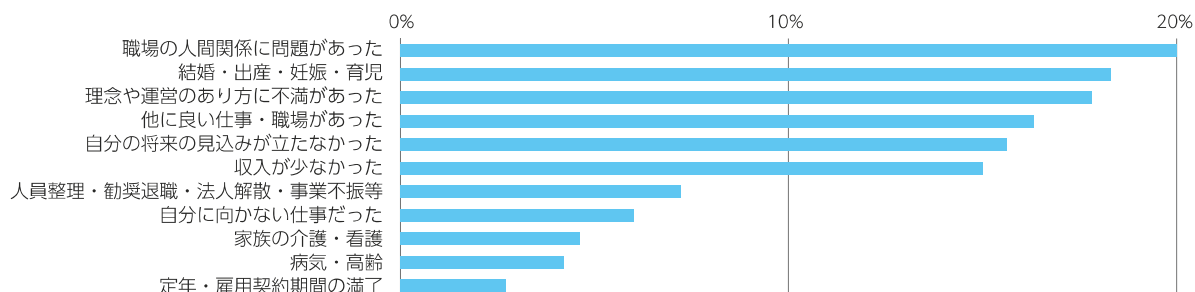
○また、離職の理由については、給与面よりも事業所の理念や運営の在り方、職場の人間関係についての不満などの雇用管理のあり方が要因の一つとなっていることが挙げられ、離職者の勤続年数については、1年未満が38.8%、1年以上3年未満が26.4%と両者を合わせると6割以上を占める結果となっています。

#### ■ 離職率の推移



出典：「平成25～29年度介護労働実態調査」公財）  
介護労働安定センター  
「平成25～29年度雇用動向調査」厚生労働省

#### ■ 介護事業所を辞めた理由（複数回答）



出典：「平成29年度介護労働実態調査」公財）介護労働安定センター

## 【課題】

## (1) 働きやすい労働環境の実現に向けた取り組みの実施と普及啓発強化

福祉の職場においても、他業種と同様に従事者がより働きやすい労働環境を実現することが重要な課題であると捉え、福祉事業者に対して、安定した福祉サービスの提供ができるように職員の離職防止・定着に向けた労働環境の改善を行い、今以上に魅力のある職場となるための取り組みが求められています。

そのため、本会では福祉事業者の労働環境の改善に向けた支援が求められています。

## 【目指すべき方向】

- ① 福祉従事者が働きやすい職場づくり、魅力ある職場づくりの実現に向けて、職員の離職防止・定着のための労働環境の改善の取り組みやモチベーション向上のための各種セミナー、福祉従事者相互の親睦及び交流促進等の福利厚生事業を展開し、福祉分野のイメージアップ及び職員が定着していく体制づくりを進めていくことで、利用者が安心して福祉サービスを利用できるよう支援するとともに、周知広報に努めます。
- ② 本会では、福利厚生センターの地方事務局を担っており、全国規模で実施される福利厚生センターのスケールメリットを最大限に活かした福利厚生サービスや魅力ある会員交流事業を提供していきます。その他、県独自の会員交流事業をはじめ幅広い分野で数多くの割安なサービスを提供するなど、福祉従事者の働きやすい環境づくりに取り組んでいきます。

## 【推進項目】

推進項目	事業展開	取組年次				
		2019	2020	2021	2022	2023
(1) 福祉サービス事業所等の職場の環境向上の支援	・ 明るい職場づくり推進事業 職員の離職防止・定着促進のための労働環境改善に向けた取り組み実施 ①モチベーション向上のための各種セミナー実施 ②アドバイザー派遣事業 ③福祉従事者相互の親睦・交流促進 ④福利厚生事業の支援	実施	→	→	→	→
	職員の定着率促進	調査実施・ 目標設定 定着率の	→	中間見直し	→	改善実施
	・ 福利厚生センター事業 ①福利厚生センターへの加入促進 ②魅力ある会員交流事業の実施	実施	→	→	→	→
	福利厚生センター 県内会員数	+20名	+20名	+20名	+20名	+20名

## 基本目標5：県社協の基盤強化への取り組み(法人の基盤強化)

取組方針11：法人運営の基盤強化を推進します

### 【現状】

- 2017年（平成29年）に施行された改正社会福祉法では、改めて社会福祉法人の存在意義が問われており、社会福祉法に規定された都道府県社協としての高い公益性と非営利性の確保、ガバナンスの更なる強化が求められています。
- 県社協職員として多様な問題に対応できる力に加え、広域的な視点に立った市町社協等関係団体を支援する力やコーディネートする力がより一層求められているため、職員にはその都度研修等を受講させていますが、業務に係る研修受講に特化しており、年齢や役職に応じた体系的な研修プログラム（方針）が整備されていない状況です。
- 本会の収入の多くは国・県からの補助金・委託金等の公的資金等で占められていますが、2013年度（平成25年度）県補助金・委託金総額約177,000千円だったものが、2018年度（平成30年度）においては約136,000千円と41,000千円の減少額となっています。一方で、人件費については、職員の年齢構成の変化により年々増加傾向にあります。

### 【課題】

#### (1) 社会福祉法人としての内部統制の確立と法人運営の透明性・健全性の確保

今般の改正社会福祉法では、社会福祉法人として内部統制の確立が必要とされており、具体的には役職員の業務活動の方向づけや経営の透明性・健全性、そして説明責任の重視・徹底、適切な情報開示、また法人全体の運営状況を適切に把握し、マネジメントすることがより一層求められています。

#### (2) 体系的な人材育成方針及び職務に応じた研修体制の整備

限られた職員体制の中で、社協職員に求められる専門性は幅広く職員個々人の資質向上をはかることは、組織の基盤強化に大きく関わります。しかし、法人が目指す職員像の明示や法人全体での体系的な人材育成に関する方針、また職務に応じた研修体制の整備や能力開発のための効果的な仕組みが十分ではなく、体制の構築が喫緊の課題となっています。

#### (3) 安定した財源の確保の取り組み強化と人員体制の整備

補助金・委託金等の減少は、事業の実施にのみならず、法人運営にも大きく影響をもたらします。そのため地域の地域福祉の推進役として、県行政に対し具体的な事業の必要性や成果などを示しながら、綿密に連携を強化することが必要不可欠です。併せて、自主財源の確保や経常経費の縮減等も継続して検討する必要があります。また、法人全体の収支状況を正しく把握しながら、職員採用など長期的な人員体制や人員配置を行うことも今後の法人運営において大きな課題となっています。

### 【目指すべき方向】

- ① 県社協は、高い公益性を持った社会福祉法人として、県民の厳しい目にも耐えうる組織としての責務を果たしながら、現状を適切に分析し、取り組むべき課題を明確にし、将来を見据え、自らの

力で存在意義を見出していくことが求められます。そのため、ガバナンスの強化やコンプライアンスの徹底により、経営マネジメントの強化を図っていきます。

- ② 社協職員として、多様な福祉課題に対応できるスキルを身に付けるとともに、組織として職員のキャリア形成やスキルアップの支援なども含めた育成システムの構築を進めます。さらに、個々の担当部門に留まらず、社協全体を俯瞰して、分析・把握できる人材の育成や職員間の連携、また与えられた役職としての自らを振り返り、総合的な人材の育成ができるよう全職員が一丸となって取り組みます。
- ③ 業務量に見合った適正な人員配置を図るとともに、公的財源の安定的な確保を行いながらも、県社協会員への加入促進や社会福社会館の利用促進、研修事業等に取り組むことなど、更なる自主財源の拡充に努めます。また、職員一人ひとりが強いコスト意識を持ち、IT等の活用による事務の効率化を図ります。

### 【推進項目】

推進項目	事業展開	取組年次				
		2019	2020	2021	2022	2023
(1) 会務の円滑な遂行と組織の透明性の確保と強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織統治機能（ガバナンス）の強化・法令等遵守（コンプライアンス）の徹底</li> <li>健全な財務規律の確立及び公表</li> <li>経営マネジメントの強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>財務諸表等電子開示システムによる公表</li> <li>マネージメントミーティング（M. M）による経営マネジメントの強化</li> </ul>				
(2) 職員の資質向上の取り組み強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>階層別研修等研修体系の作成・実施、助成制度を活用した資格取得の推進及び支援</li> <li>助成制度を活用した資格取得の推進及び支援（年1～2名）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職場内研修プログラムの作成（2019～2023年度）</li> </ul>				
		◆階層別研修職員受講率目標				
		各課における職員受講率目標				
		50%	→	70%	→	100%
◆課題別研修職員受講率目標						
各課における職員受講率目標						
50%	→	70%	→	100%		
(3) 安定した財源の確保のための取り組み強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主財源の確保（会員加入促進・社会福社会館の利用促進）</li> <li>補助金・受託金の積極的な確保</li> <li>経常経費の縮減と事務の効率化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会費収入5%増（対2018年度）</li> </ul>			→ 7%増	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>会館利用料収入10%増（対2018年度）</li> </ul>			→ 15%増	



## 基本目標5：県社協の基盤強化への取り組み(法人の基盤強化)

取組方針12：地域福祉の総合拠点として、福祉情報の発信や調査研究機能を強化します

### 【現状】

- 地域共生社会の実現に向けた改革では、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち活躍できる社会づくりや、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と社会資源が世代や分野を超えてつながり、県民一人ひとりの暮らしと生きがいを創っていくことが求められています。
- 本会は1953年（昭和28年）の法人設立以来、民生委員・児童委員や市町社協、福祉施設・団体などの関係者、ボランティア活動者の参加・協力を得て、福祉制度の周知や情報発信、研修等の実施、ボランティアの活動の拠点として、また、地域住民からの福祉サービスに関する相談窓口として、多様化する福祉ニーズへ幅広く対応してきました。今後更に福祉サービスの利用者が増加することが見込まれており、地域における支え合いのための仕組みづくり、情報発信やネットワークづくりが必要となってきます。
- 地域の生活課題は育児や介護の悩みといった分野を限定するものではなく、引きこもりや8050問題なども含んだ複雑・多様化したものもあり、誰もが自らが求める情報や総合的に受け止めてもらえる相談窓口など、様々な情報を必要としています。
- 本会は、公益性の高い社会福祉法人として、広報誌やホームページにより、各種研修案内やボランティア情報の発信、助成金情報等の案内等を随時行い、関係者に有用な情報発信に努めています。

### 【課題】

#### (1) 情報発信機能の強化

本会では、広く県民が情報をキャッチできるような仕組みづくりを行うため、様々な情報媒体（広報誌やインターネットなど）を活用し、タイムリーな福祉情報の発信を行っていく必要があります。反面、インターネットの普及が進む一方で、パソコンなどの機器を持っていない方や不得手な方、情報取得困難な方への対応も検討する必要があります。

#### (2) 調査研究機能の充実と強化

地域福祉の推進に取り組む社会福祉協議会として、多くの福祉関係者と連携・協働するメリットを生かした調査研究活動は今後ますます重要であり、ひいてはその活動が、本会のプレゼンス（存在感）を高めるものと考えられます。めまぐるしく変化する社会環境の中で、多様化する福祉課題の解決に向けた取り組みには、市町社協や福祉施設などの意見を集約するための調査・研究が求められており、今後はニーズの把握やその実施に向けた取り組み方法等を検討していく必要があります。

#### (3) 安全安心な福祉活動拠点の整備

県社会福祉会館は、築50年以上が経過し、老朽化が進んでおり、人が集まる拠点として、その役割を安全・安心に果たすためには、耐震基準への対応等が課題となっています。また、各種事業の増加により、本来必要とされる相談室やボランティアルーム、災害対応のためのストックヤード機能等が制限され、効果的な

活動に支障をきたしています。

### 【目指すべき方向】

- ① 広く県民が情報をキャッチできるよう、様々な情報媒体（広報誌やインターネットなど）を活用し、タイムリーな福祉情報の発信を行っていきます。また、複雑・多様化する福祉課題等、福祉に関する相談やサービスに関する情報を集約するとともに、これらに関する情報を提供、発信する機能を強化します。
- ② 2022年度（令和4年度）の会館移転に向けた県や関係団体との調整や、移転先が地域福祉の拠点として県民誰もが利用しやすい建物となるよう、設計や施設設備の改修等に取り組みます。

### 【推進項目】

推進項目	事業展開	取組年次				
		2019	2020	2021	2022	2023
(1) 福祉の拠点としての情報収集・情報発信機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉拠点としての情報発信（福祉制度、ボランティア情報、福祉の求人求職情報、研修、助成金、福祉図書斡旋、寄付・寄贈等）</li> <li>・市町社協の事業・活動情報発信</li> <li>・佐賀県社協だよりの発行</li> <li>・ホームページの活用</li> <li>・佐賀県社協ニュースの配信</li> <li>・「福祉のまちだより」（新聞紙上）による情報掲載</li> </ul>					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（新）地域住民や福祉サービス事業者に対する福祉課題集約のための調査・研究機能の強化</li> </ul>	検討	検討	調査	公表	
(2) 拠点整備に向けた会館移転の協議及び設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移転に向けた県や関係団体との調整</li> <li>・利用しやすい施設設備の整備</li> </ul>	基本計画	実施設計	改修	移転	

## 基本目標5：県社協の基盤強化への取り組み(法人の基盤強化)

取組方針13：各関係団体と連携した取り組みを進めます

### 【現状】

- 佐賀県では「佐賀県地域福祉支援計画」により、地域共生社会の実現を目指した取り組みを基本理念に県内の地域福祉の推進を進められており、本会においても県行政とのパートナーシップのもと、地域におけるネットワークの構築や福祉人材の確保・養成等に取り組んでいます。そのため、本会が実施している事業に関わる財源の多くは、行政からの補助金・委託金が占めています。
- 県内には、本会内に事務局を設置している種別協議会のほか、多くの福祉団体や職能団体がそれぞれの活動を展開しながら地域福祉の推進を進めています。
- 県内の施設福祉や地域福祉の推進のための貴重な財源である共同募金活動については、本会と共に地域福祉を推進する車の両輪として大きな役割を果たしています。そのため県共同募金会との連携を深めています。

### 【課題】

#### (1) 県行政との連携強化

地域では地域福祉を推進する多様な団体（NPO等）が、それぞれ地域に根差した様々な活動を行っています。そうした多様な団体との事業の差別化や、本会がこれまで継続してきた事業や取り組みが、県行政に対して十分伝えられていない状況があります。このため、従前より補助金・委託金等で実施している事業については、これまで以上にその成果を明確に示し、事業内容やその取り組みの「見える化」を図るとともに、連携強化に向けて独自性と重要性を示していく必要があります。

#### (2) 関係団体等との連携強化

多様な福祉課題の解決には、様々な福祉関係団体がそれぞれの専門的機能を発揮するとともに、県内の地域づくりを進める様々な団体等も含めたネットワークを構築し、協働で取り組む環境づくりが必要となっています。また、全社協や九州社会福祉協議会連合会を通じて、社協間のつながりを強化し、本会のプレゼンス（存在感）を高める必要があります。

#### (3) 共同募金会との連携強化

共同募金会では、近年募金額が減少しており、共に地域福祉の推進を図るパートナーとして、共同募金会の趣旨や役割の周知と理解の促進について、積極的に取り組んでいくことが必要です。




### 【目指すべき方向】

- ① 本会と県行政との良好なパートナーシップ関係を築き、その負託に答えていくためには、本会の使命や事業活動をこれまで以上により見える化し、県行政との連携強化と互いに顔の見える関係作りを促進します。
- ② 地域の福祉課題が複雑化・多様化する中、本会が地域福祉の推進役としてその役割を発揮してい

くために、多くの地域の団体や専門集団との連携に努め、様々な事業の展開に向けて、積極的な情報交換や協力体制の構築を目指します。

- ③ 本会が実施する福祉に関する啓発活動等や、共同募金会との連携事業等を広く県民にPRを図りながら、ともに地域福祉を推進する社会福祉法人として、役割の周知と理解の促進に努めていきます。

**【推進項目】**

推進項目	事業展開	取組年次					
		2019	2020	2021	2022	2023	
(1) 行政との継続的な連携・協働体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐賀県地域福祉支援計画Ver.4以降の連携強化</li> <li>・県に対する社協の役割や専門性の周知</li> <li>・担当部門や担当部門を超えた関係職員間での定期的な意見交換・情報交換の場づくり</li> <li>・社協が実施している事業に関して行政にも協力を得ながらの広報</li> </ul>						 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">佐賀県地域福祉支援計画との連携強化</div>
(2) 関係団体等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な県域団体との定期的な情報交換の場の確保</li> <li>・九州社会福祉協議会連合会、全国社会福祉協議会との綿密な情報交換及び連携</li> </ul>	検討					 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">連絡会の定期開催 定期訪問の実施</div>
(3) 共同募金会との連携・協働による募金活動や寄付文化の醸成の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・募金活動への協力</li> <li>・広報活動の連携・協働</li> <li>・県内の寄付文化の醸成に向けた取り組みを支援する</li> </ul>						 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">社協だより・新聞広告等への掲載の連携及び協働の強化イベント等の共同開催及び相互イベントへの積極的参加</div>

## V アンケート集計結果

県社協中期計画策定に係るアンケート調査結果 (調査期間：平成30年7月2日～9月末日)

### 市町社協

#### 1. 調査対象

市町社会福祉協議会20か所 (回答率100%)

#### 2. 調査内容

調査Ⅰ. 地域福祉活動等について

問1. 地域の課題と、その解決のための取り組みや今後の展望について

問2. 地域福祉計画と地域福祉活動計画に関することについて

#### 3. 調査方法

- ・「調査Ⅰ - 問1」については、市町社協個別訪問懇談会における県社協職員の聴き取りによる。
- ・その他の設問については、各市町社協に対し様式を配付。各市町社協で記入後、メールにて提出。

### 福祉施設・事業所

#### 1. 調査対象

県内福祉施設 (施設種別協議会加入施設・保育会加入保育所)  
136/377か所 (回答率36.0%)

#### 2. 調査内容

調査Ⅰ. 福祉施設・事業所において課題と感ずることについて

問1. 福祉施設・事業所において、課題と感ずていることについて

問2. 福祉施設・事業所における取り組みについて

#### 3. 調査方法

- ・アンケート用紙を送付。施設・事業所で記入後、郵送またはメールにて提出。

### 共通調査項目

調査Ⅱ. 法人に関することについて

問1. 法人経営に関することについて

問2. 職員の確保・定着・育成に関することについて

問3. 法人の「地域公益活動」に関することについて

調査Ⅲ. その他県社協や行政に期待することについて

【市町社協アンケート結果】

調査Ⅰ.地域福祉活動等について

問1 地域の課題とその解決のための取り組みや今後の展望

1. 生活困窮者に関すること

①課題として捉えていること（主な意見）

- ・高齢者の生活困窮者の増
- ・複合的な課題を抱える相談者の増
- ・生活困窮者の就労先が不足、就労支援が上手くいっていない
- ・自立生活支援センターとの連携が取れていない

②市町社協での取り組み状況（主な意見）

- ・生活困窮者自立支援事業の受託（7社協）
- ・食糧支援の実施（13社協）
- ・緊急小口資金貸付の実施

③今後の展望や課題等（主な意見）

- ・（受託無しの社協）自立生活支援センターとの連携が十分でない
- ・生活困窮は地域住民が抱える困りごとの根底に共通してある課題であると捉えている
- ・就労の場をどのように確保していくか

2. 高齢者に関すること

①課題として捉えていること（主な意見）

- ・低所得者、認知症、独居の高齢者の増
- ・移動手段の確保が難しい
- ・特に男性の高齢者の孤立化

②市町社協での取り組み状況（主な意見）

- ・サロンやカフェの開催〔2018年(H30).4.1現在/約1147ヶ所（うち801ヶ所は社協が設置、273ヶ所は他団体が設置しているが社協の関わり有）〕
- ・見守りネットワーク事業（12社協）
- ・介護予防教室の実施
- ・あんしんキットの配付

③今後の展望や課題等（主な意見）

- ・サロン活動の活性化（サロンの増、担い手の確保等）

### 3. 障害者に関すること

---

#### ①課題として捉えていること（主な意見）

- ・社協事業の中でも精神障害の方や発達障害の子どもが増加している感がある
- ・障害者の方が働ける場所が地域に不足している
- ・障害者の方と地域住民の交流の機会がない
- ・食事や服薬管理、金銭管理等の生活支援ができていない
- ・障害があっても手帳未申請者の方が増加している感がある
- ・障害者に関する地域課題について社協として十分に把握ができていない

#### ②市町社協での取り組み状況（主な意見）

- ・学校、地域、障害者の就労支援事業所との交流会の実施
- ・相談支援事業、身体障害者移送サービス事業、訪問介護、通所介護等の実施
- ・精神障害がある方、引きこもりがちの方の居場所づくり
- ・身体障害者の方を対象としたサロンの開催

#### ③今後の展望や課題等（主な意見）

- ・障害者の方が抱える地域生活上の課題の把握
- ・障害者の方が抱える地域生活上の課題を、地域住民の理解を得ながらどう共有し、地域全体でどう解決していくのか
- ・障害者の方の親亡き後の見守りを地域としてどうするか

### 4. 子どもに関すること

---

#### ①課題として捉えていること（主な意見）

- ・発達障害の子どもが増えている感がある
- ・子どもの人数は増えていないが、学童保育を利用する子どもは増加している
- ・子どもたちが抱えている課題が見えにくく、十分に把握できていない

#### ②市町社協での取り組み状況（主な意見）

- ・放課後児童クラブ事業、保育園、児童館、児童センターの運営
- ・子どもを対象にした体験学習の実施
- ・子どもの学習支援の実施
- ・子どもから高齢者まで誰でも参加できる「食堂」の開催

#### ③今後の展望や課題等（主な意見）

- ・放課後児童クラブのニーズが増加しているが、指導員の確保が難しい
- ・子どもの様子から世帯の困りごとが見える場合も多いため、様々な地域での活動の中で気づくことができるようにしたい

## 5. 子育て支援に関すること

---

### ①課題として捉えていること（主な意見）

- ・働きながら子育てをしている方が増加している
- ・子育て支援センターや子育てサロンが少ない感がある

### ②市町社協での取り組み状況（主な意見）

- ・子育てサロンの実施〔2018年(H30).4.1現在/約50ヶ所（うち31ヶ所は社協が設置、11ヶ所は他団体が設置しているが社協の関わり有）〕
- ・子育てサークルの支援
- ・ファミリーサポートセンターの実施
- ・出産前後の家事支援事業
- ・送迎託児事業
- ・子育て相互支援事業（一時預かり事業）

### ③今後の展望や課題等（主な意見）

- ・子育て支援事業の担い手の高齢化、新たな担い手の確保
- ・平日日中の事業だけでは、働きながら子育てをしている方への支援は充分でない

## 6. 社協や地域住民による助け合い活動に関すること

---

### ①課題として捉えていること（主な意見）

- ・住民同士の助け合い活動がなされているところもあるが、地域によっては「地縁」の力に頼れないところも増えてきた

### ②市町社協での取り組み状況（主な意見）

- ・福祉協力員の設置による見守り活動
- ・住民同士の助け合い事業の実施（7社協）

### ③今後の展望や課題等（主な意見）

- ・住民同士の助け合い事業の支援員の確保
- ・地域によっては、信頼関係がないままに知らない地域住民に困りごとの解決を頼むことに抵抗がある方もあり、住民同士の助け合い事業の展開が難しいところもある

## 7. 高齢者や障害者等の権利擁護に関すること

---

### ①課題として捉えていること（主な意見）

- ・単身で身寄りのない高齢者や障害者をどう支援していくかが課題
- ・成年後見制度について、住民の方々への周知が不足している
- ・成年後見制度や福祉サービス利用援助事業の相談窓口が住民の方々に知られていない
- ・福祉サービス利用援助事業の対象者が増加している感がある

### ②市町社協での取り組み状況（主な意見）

- ・法人後見事業（体制整備は2社協、受任は1社協）



- ・総合相談事業の中で、成年後見制度の利用に関することがあれば、行政機関や関係機関へ繋いでいる
- ・福祉サービス利用援助事業を権利擁護の中心として取り組んでいる

### ③今後の展望や課題等（主な意見）

- ・社協として成年後見制度の理解は必要であり、権利擁護全般の相談を受けられるようにしておく必要がある
- ・権利擁護に関する相談に対応できるよう職員の力量向上が必要

## 8. 介護保険事業に関すること

---

### ①課題として捉えていること（主な意見）

- ・複合的な課題で介護保険の制度だけでは支援が足りない方も増加している
- ・地域に訪問介護事業が不足している
- ・介護職員、特に訪問介護員の確保が難しい

### ②市町社協での取り組み状況（主な意見）

- ・介護保険事業（14市町）
- ・介護予防・日常生活支援総合事業（6市町）

### ③今後の展望や課題等（主な意見）

- ・介護保険事業の採算が取れず、社協として継続的な事業経営が難しい
- ・地域に事業がなくなったら困るという地域住民の声もあり、社協としての使命として実施していく

## 9. 地域包括ケアシステムに関すること

---

### ①課題として捉えていること（主な意見）

- ・社協以外の機関（地域包括支援センター等）に生活支援コーディネーターが配置されている場合、生活支援体制整備事業の進捗状況等が見えにくい
- ・社協が行う地域福祉活動とどう役割分担をしながら進めるのかわかりにくく、地域住民から戸惑いの声も上がっている

### ②市町社協での取り組み状況（主な意見）

- ・生活支援体制整備事業の受託による生活支援コーディネーターの配置
- ・地域ケア会議や事例検討会への参加

### ③今後の展望や課題等（主な意見）

- ・（事業受託がない社協）地域のことであるにもかかわらず、社協が関わることができていない
- ・生活支援体制整備事業の中で把握した課題の精査と新たな取り組みの展開

## 10. 地域の課題把握に関すること

---

### ①課題として捉えていること（主な意見）

- ・住民の転入転出が多く、課題把握が難しい
- ・サロンやボランティア活動など、社協と関わりのある方の意見を聴くことはできるが、社協と関わりのない方からの意見を聴く機会がほとんどない
- ・地域ごとの座談会が職員不足によりできていない

### ②市町社協での取り組み状況（主な意見）

- ・地域福祉活動計画策定に合わせて座談会とアンケート調査を実施
- ・サロンでの困りごとの実態調査の実施
- ・積極的なアウトリーチの実施
- ・専門職への聴き取り調査の実施

### ③今後の展望や課題等（主な意見）

- ・サロンや相談窓口に来られない方のニーズ把握をどうしていくか
- ・地域の社会福祉法人やNPO法人、地域住民等も一緒になって、住民の生活の困りごとを把握し、その困りごとを解決できるような仕組みづくりが必要

## 11. 地域の担い手に関すること

---

### ①課題として捉えていること（主な意見）

- ・サロンや助け合い活動の担い手の高齢化や後継者不足

### ②市町社協での取り組み状況（主な意見）

- ・児童や生徒に対しての福祉教育（19社協）
- ・地域住民に対しての福祉教育（8社協）
- ・目的別の担い手養成講座（12社協）
- ・ボランティア養成講座や集いの実施（17社協）
- ・サロン、ボランティアグループ立ち上げ説明会の実施

### ③今後の展望や課題等（主な意見）

- ・「担い手」の必要性についての地域住民の理解の促進
- ・若い世代の地域活動への参加機会の提供
- ・ボランティア養成講座のプログラムの見直し（目的別にしないと参加者が少ない）
- ・ボランティア養成講座を修了した方の活躍の場の提供
- ・ボランティアグループに対しての支援だけではなく、ボランティア活動をする個々人に対する支援を進めるという視点で取り組みを見直したい
- ・福祉教育のプログラムの見直し

## 12. 地域の協力者(民生委員・児童委員、ボランティア、行政、他の専門職等)との連携や協働に関すること

---

### ①課題として捉えていること(主な意見)

- ・自治会、区長との連携が難しいと感じている
- ・地域の学校との関係性が薄い
- ・行政との役割分担や、協働の仕方等に課題が残る
- ・平常時はいいが、災害時にどう連携をとるかが課題

### ②市町社協での取り組み状況(主な意見)

- ・民児協の事務局設置(4社協)
- ・ボランティア連絡協議会の事務局(20社協)
- ・社会福祉法人等の地域公益活動推進のためのプラットフォーム事業等の実施(3社協)
- ・町内の専門職の連携強化のための「地域包括ケアシステム研究会」の開催
- ・行政への社協事業の理解促進のための市議会議員との勉強会の実施

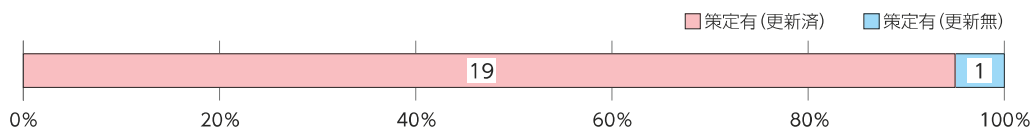
### ③今後の展望や課題等(主な意見)

- ・自治会長、区長への社協事業の理解の促進と協力体制の確保
- ・多職種・多機関連携会議や課題別の検討チームの確立

## 問2 地域福祉計画と地域福祉活動計画に関すること

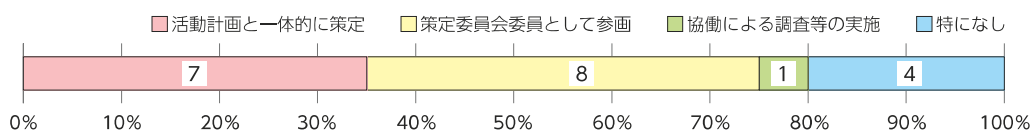
### 1. 地域福祉計画について

#### (1) 市町ごとの策定状況

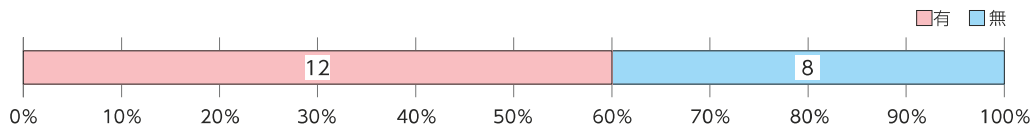


市町名	直近の策定年度	計画年度	市町名	直近の策定年度	計画年度
佐賀市	H28年度	H28～R2年度	吉野ヶ里町	H21年度	H21～30年度
唐津市	H25年度	H26～30年度	基山町	H29年度	H30～R4年度
鳥栖市	H29年度	H29～R3年度	上峰町	H26年度	H27～R1年度
多久市	H29年度	H29～R3年度	みやき町	H29年度	H30～R2年度
伊万里市	H29年度	H29～R3年度	玄海町	H30年度	H31～R5年度
武雄市	H27年度	H27～R1年度	有田町	H19年度	H20～24年度
鹿島市	H30年度	H30～R4年度	大町町	H25年度	H26～30年度
小城市	H28年度	H29～R3年度	江北町	H29年度	H29～R4年度
嬉野市	H29年度	H30～R4年度	白石町	H28年度	H29～R3年度
神埼市	H28年度	H28～R2年度	太良町	H24年度	H24～R1年度

#### (2) 策定にあたっての社協としての関わり



#### (3) 社協として感じていること

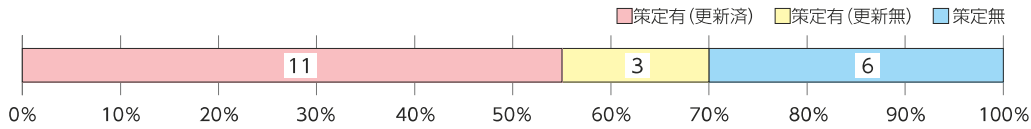


#### 《主な意見》

- ・地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定されているので、役割分担や協働の仕方が明確化できてよかった
- ・(一体的に策定していない市町) 実施目標や実施計画を共有することで、役割分担や協働の仕方が明確化できるので、一体的に策定してほしい
- ・計画の進捗状況や評価がなされていないのもったいなく感じる
- ・地域住民への周知がなされていない。ぜひ見える化をしてもらいたい。

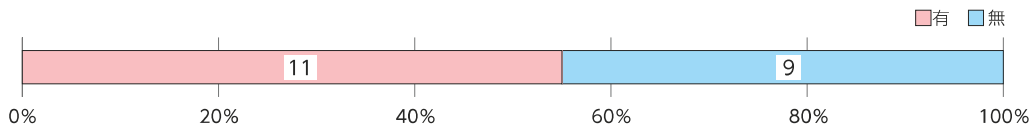
## 2. 地域福祉活動計画について

### (1) 市町社協ごとの策定状況



市町名	直近の策定年度	計画年度	市町名	直近の策定年度	計画年度
佐賀市	H28年4月	H28～R2年度	吉野ヶ里町	-	-
唐津市	H26年3月	H26～30年度	基山町	H30年3月	H30～R4年度
鳥栖市	H29年3月	H29～R3年度	上峰町	-	-
多久市	H29年3月	H29～R3年度	みやき町	-	-
伊万里市	H29年3月	H29～R3年度	玄海町	H31年3月	H31～R5年度
武雄市	H30年3月	H30～R1年度	有田町	H22年3月	H22～24年度
鹿島市	H30年3月	H30～R4年度	大町町	-	-
小城市	H29年3月	H29～R3年度	江北町	-	-
嬉野市	-	-	白石町	H25年3月	H25～29年度
神埼市	H26年4月	H26～30年度	太良町	H17年3月	H17～21年度

### (2) 社協として感じていること



#### 《主な意見》

##### (策定している社協)

- ・ 策定のための作業に職員が携わることで、職員の意識向上にもつながっている
- ・ 策定にあたって地域の課題把握をいかに徹底して行うかが重要だと感じた
- ・ 生活支援体制整備事業で取り組んでいる地域住民との座談会等を活用して、今後の策定に向けて、課題の把握や社協の取り組みの方向性等を進めていきたい
- ・ 現在の計画では、数値目標の設定等にも苦慮し、事業の列記に留まっており、評価が難しい

##### (策定していない社協)

- ・ 行政の計画策定と併せて、活動計画の策定を行いたい
- ・ 先の見通しが立たないため、計画策定の必要性をあまり感じない

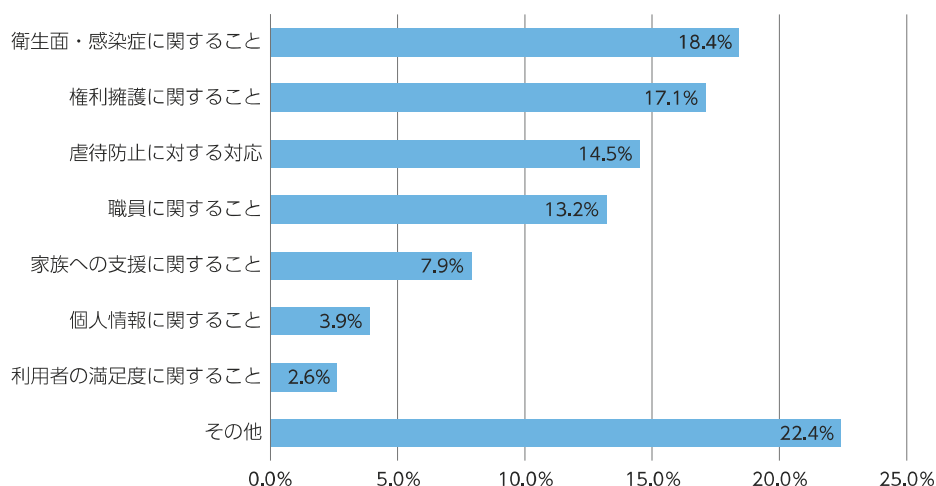
【福祉施設・事業所アンケート結果】

## 調査Ⅰ．福祉施設・事業所において課題と感ずることについて

問1 貴福祉施設・事業所において、課題と感ずていることについて教えてください。

### 1. サービス提供の中で、課題と感ずていることがありますか。

回答数：99か所



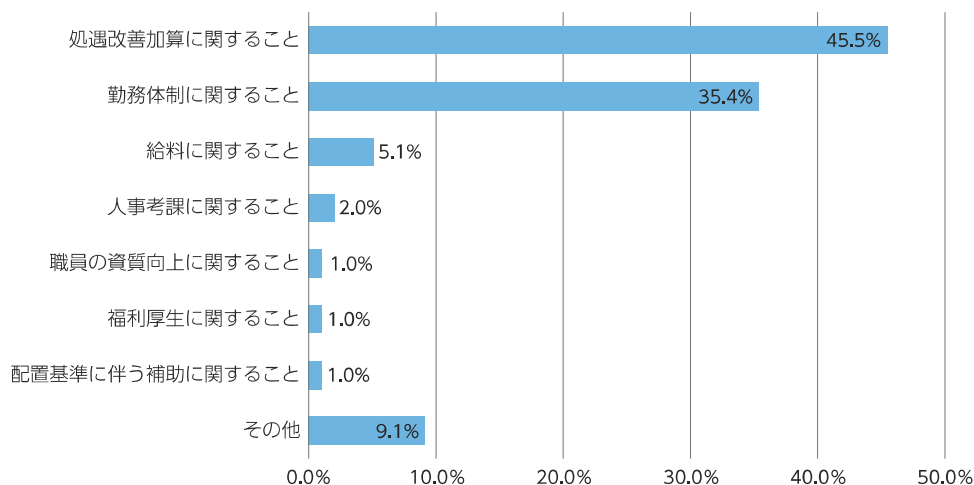
※サービス提供の中で、課題として感ずていることは『衛生面や感染症に関すること』が18.4%と最も多く、次いで『権利擁護に関すること』が17.1%、『虐待防止に対する対応』が14.5%となっている。

#### 〈具体的回答内容〉

- ・権利擁護に関しては必ずしもスタッフの意識が統一されていない場面も見られる。
- ・職員一人一人が利用者の立場を理解することが大切だが、時間の制約などで、業務遂行が第一になっている場合がある。
- ・人員不足もあり、現体制において現状以上のサービスを求められた場合に対応できるか不安である。
- ・職員の研修時間を十分に確保できていない。
- ・感染症が発生した場合、保健所は感染拡大を防ぐために休園してよいと思うが、行政側はそうではない。また、そうなった場合にも、保育を必要とする保護者がいる。明確なガイドラインの作成を行い周知してほしい。
- ・虐待防止について、色々な家族があり、市の子ども家庭課と連携をとっている。なかなか、見えない家庭もあり、内容によってはどこまでふみこんでいいものか悩むこともある。

## 2. 職員待遇に関することで課題と感じていることがありますか。

回答数：80か所



※職員待遇について課題と感じていることは、『待遇改善加算に関すること』が45.5%と最も多く、次い『勤務体制』が35.4%、『給料に関すること』が5.1%となっている。（※その他を除く）

### 〈具体的回答内容〉

- ・ほぼ同一の業務であるにもかかわらず、待遇改善等加算による手当の支給で、平等性を十分に確保することが難しい実態があり、職員の不満も出ている。
- ・職員不足により、部署によっては有給休暇の取得が進まない。
- ・年中無休の施設で働く女性職員のために、保育所の日曜開園を望む。
- ・入所施設は夜勤体制や変則勤務、土日出勤などの影響から人材が集まりにくいのではと感じている。
- ・ローテーション勤務は、常勤職員だけでしているが、人員不足のために早出・遅出の時間が多くなってしまい、職員の負担になってしまっている。

## 3. 施設整備に関することで課題と感じていることがありますか。

回答数：80か所



※施設整備について課題と感じていることは、『施設の改修に対する予算の確保』が61.3%となっている。

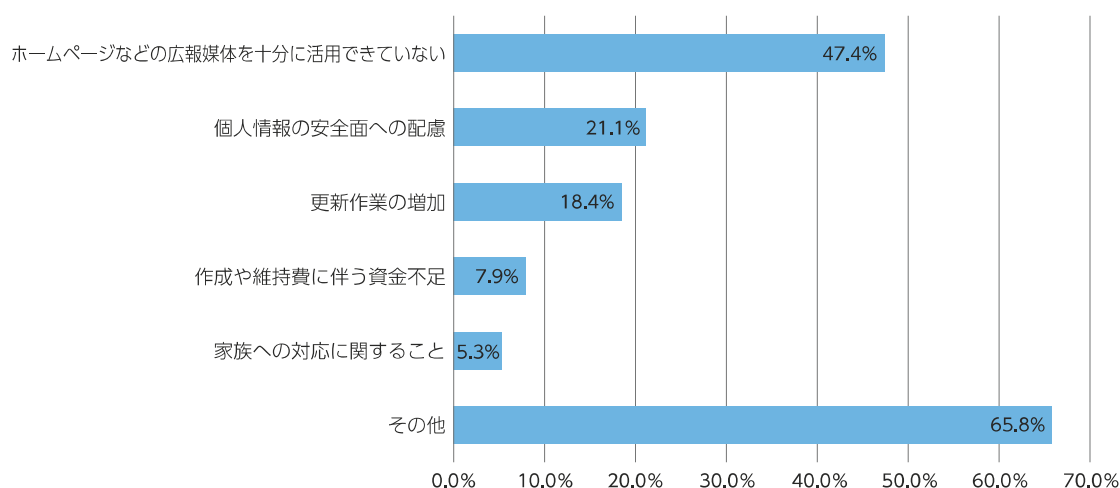
### 〈具体的回答内容〉

- ・施設の老朽化による建て替え、改修だけではなく、利用者の高齢化、重度化により、今後施設整備（バリアフリー、機械浴導入等）が必要になってくる。施設整備の積み立てを計画的におこなえる運営が、今以上に必要となってくる。
- ・利用者個々に応じた設備が不十分。身体能力の低下や自閉的傾向のある方への個別の環境づくりが必要。

- ・空調整備が耐用年数を超えており、修繕の繰り返しとなっている。新設工事をしたいが資金面で困難。
- ・園舎の経年劣化、老朽化が進み補修箇所が多いが大きな予算が必要となり、小さな園では補助金利用も3分の1自己負担なので補修が難しい。
- ・古い園舎なのでリフォームを繰り返し続けることが大変。かといって地理的に子どもの入所が増えるか微妙なので、新設を控えている。

#### 4. 広報に関することで課題と感じていることがありますか。

回答数：63か所



※広報について課題を感じていることは、『広報の充実に関すること』が47.4%と最も多く、次いで『個人情報の安全面への配慮』21.1%、『更新作業の増加』が18.4%となっている。（※その他を除く）

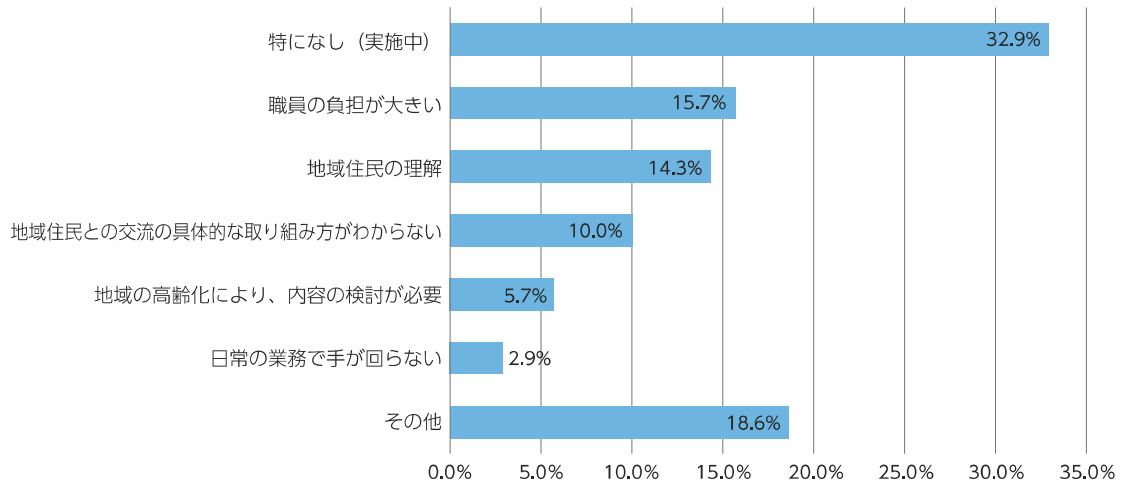
##### 〈具体的回答内容〉

- ・ホームページはあるが、タイムリーに更新ができていない。
- ・個人情報の取り扱いが難しく、保護者の同意を得てモザイクなどの加工が必要で児童の日常の写真を載せる事への課題が多い。
- ・ホームページや広報紙、SNS(公式Twitter)等一通りの広報活動は展開しているが、十分な反応が得られている状態ではなく、今後もより地域住民をはじめとした利用者のニーズに応えるような展開を検討していく必要がある。
- ・利用者ご家族様への便りは月1回行っている。ホームページのリニューアル行い、施設便りも載せるよう、またスマートフォン対応と、ご家族様、幅広い層に情報が届けられるよう取り組んでいる。
- ・個人情報というものの捉え方が個々人で違いすぎて、基本的な考えの周知が必要である。園での事業や方針等は地域の会議や官報にて知らせている。



## 5. 地域住民との交流に関することで課題と感じていることがありますか。

回答数：71か所



※地域住民との交流については、回答があった施設ではすでに実施中のところが最も多く、32.9%となっている。次いで課題を感じていることは、『休日の行事等が多く職員の負担が大きい』が15.7%、『住民の理解』が14.3%となっている。（※その他を除く）

### 〈具体的回答内容〉

- ・当方の人員不足により、他所に出掛けて行っている交流は困難である。当方への招待だけについては、長年頑張っている。
- ・地域住民との交流会については、職員不足の現状のため、参加については難しい現状であり保育園内には余分な交流スペースがないため、地域住民の招待は困難である。
- ・子どもを取り巻くいろいろなつながりに子ども会や婦人会、老人会があったが、その集まりが田舎でも殆どなくなり、子供たちに人のつながりや絆をどこから作って教えていけばいいのか悩む。
- ・地域行事等で要請には出来る限り応じているが、休日の行事が多く、その参加のために、職員の負担が大きい。

## 6. 危機管理に関することで、課題を感じていることをお聞かせください。（緊急時の連絡体制の整備や防犯対策、災害時の事業継続計画（BCP）の策定等）

回答数：83か所

### 〈具体的回答内容〉

- ・実際に災害に遭っていないため、危機管理の意識はあっても具体的に想像できないのが課題。
- ・施設周辺の環境（市街地）から考えると、セキュリティ強化の必要性を大きく感じるが、反面生活施設として閉鎖的になってしまうのではないかとという相反する状況で、防犯対策（設備面）行き詰ってしまう。
- ・職員数の少ない状況での災害時等、利用者を安全に避難できるか不安である。
- ・防災についての基本的な計画は策定できているが、地域との連携や、訓練体制が不十分である。
- ・不審者侵入に対して本園分園共に周囲のどこからでも入れてしまう環境にある。地域との交流が多い地区だけに閉鎖的でもいけないし、難しさを日々感じている。

## 7. その他

回答数：18か所

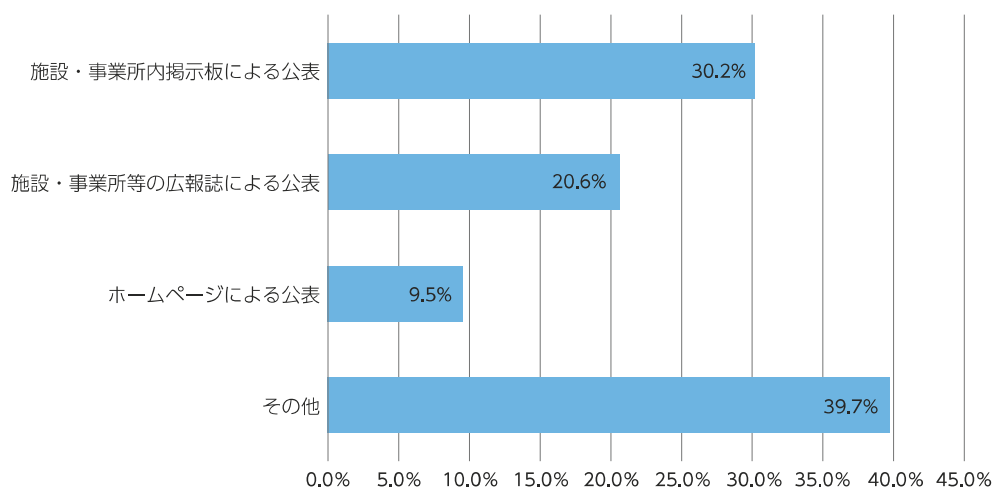
### 〈具体的回答内容〉

- ・利用契約書など、よその事業所はどのようにされているか知りたい。事業所の責任や賠償について等をどこまで具体的にした方が良いか課題と感じています。
- ・利用者様の保護者様が高齢になっておられ、親亡き後の後見人など課題が大きい。
- ・保育士の数が少なくパートでもよいからと条件をのんでしまうが、パートが増えることで、早出、居残り等の人数に限りが出て、シフトが組めない状況になっている。

## 問2 貴福祉施設・事業所における取り組みについて教えてください。

### 1. 受付した苦情の解決・改善結果の公表について、公表の方法や工夫されている点についてお聞かせください。

回答数：62か所



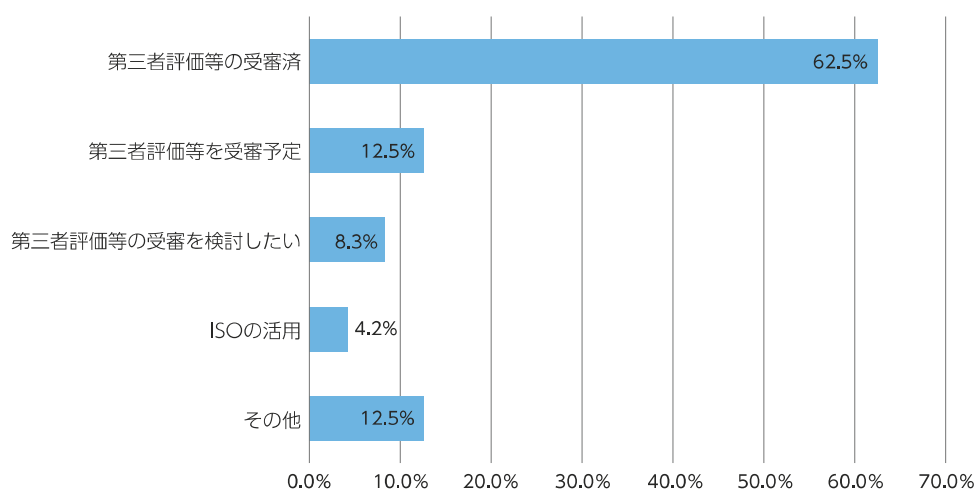
※苦情等の公表については、その他を除き、『施設・事業所内掲示板による公表』が30.2%と最も高く、次いで『施設・事業所等の広報誌による公表』が20.6%、『ホームページによる公表』が9.5%となっている。（※その他を除く）

### 〈具体的回答内容〉

- ・苦情・要望等があった都度、公表できるものについては、施設内に掲示している。また、年1回季刊誌に苦情・要望の内容について掲載している。
- ・利用者の方に利用者懇談会等で改善結果を公表している。広報誌に掲載していないため今後は、公表していくように努める。
- ・苦情解決に関しては、園内のマニュアルにそって改善を図っている。改善結果は、必ず保護者には報告を行い、保護者会総会時等に個人情報に配慮した形で保護者には報告をしている。苦情・クレームに対する職員の対応に関しては、研修会等で学習の機会を作り努力をしている。
- ・受付した苦情については、「園だより」に掲載し、保育参観などの保護者の集まる場において、丁寧に説明するようにしている。また、法人として解決に至る手続きや解決後の結果報告などを整備した新要項を策定した。

## 2. 施設事業所のサービス向上を目的とした福祉サービス第三者評価事業やその他の評価制度 (ISO) などを活用されていますか。

回答数：44か所



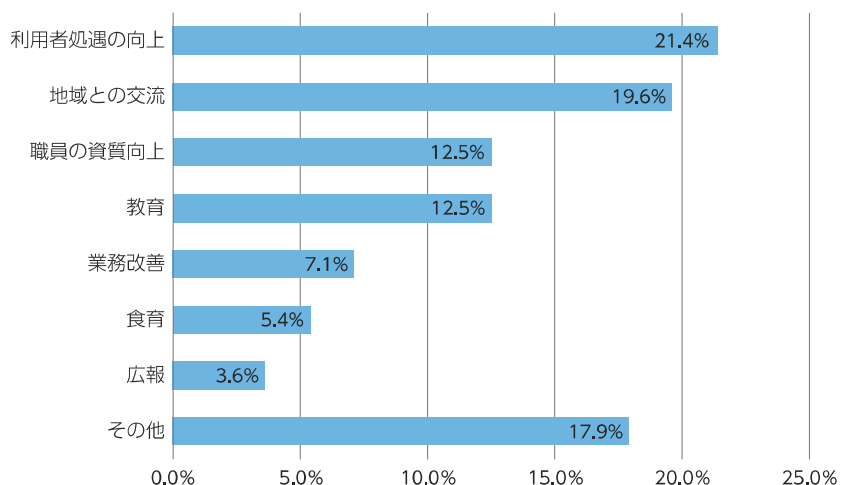
※施設事業所のサービス向上を目的とした福祉サービス第三者評価事業やその他の評価制度 (ISO) などを活用については、現時点では活用されていないところが多かったが、受審済または受診予定、今後検討したい等としている施設事業所は、回答があった44か所中24か所であった。

### 〈具体的回答内容〉

- ・活用していないが、今後第三者評価を受け、外部に対しアピールできるようにしていきたい。
- ・以前、第三者評価を行ったが、あまり意義を感じなかった。
- ・取り組むにあたって、人的な負担が大きいと感じている (手がかかる) 評価の質についても、よく理解できない。
- ・以前福祉サービス第三者評価を受けたが、その後受けてない。形式的な内容だったので活用しなかった。

### 3. その他、貴福祉施設・事業所において、特に力を入れている取り組みがありましたら教えてください。

回答数:56か所



※特に力を入れている取り組みにおいては、『利用者処遇の向上』が最も多く21.4%、次いで『地域との交流』が19.6%、『職員の資質向上』『教育』が12.5%となっている。(※その他は除く)

#### 〈具体的回答内容〉

- ・ PCによる事務処理時間の業務省力化。園内SNSによる情報の共有化。
- ・ 職員が笑顔で仕事ができなければ利用者は楽しめないなので、職員の処遇改善にはまず力を注いでいる。
- ・ 地域に向けた活動を積極的に行う。良質の商品づくりへの取り組み等。
- ・ 少子化の中、子ども達の健全な育成は喫緊の課題である。そのためには、大人（特に親）の愛情のある適格な支援が必要である。当園では、障害児者の支援だけでなく、それを越えた子育てに不安や悩みがあるご家族や親の支援を行うために、集いの場・学習会・レクリエーション等を企画している。
- ・ 利用者・家族へのアンケート実施（年1回）し、サービスや接遇マナー向上へつなげている。人材育成のための研修。
- ・ 菜園と通しての食育。

### 4. 事業方針や運営に関する中長期的な計画の策定又は予定がありますか。

回答数：71か所

#### 〈具体的回答内容〉

- ・ 事業所独自で、中長期計画を策定している。
- ・ 事業計画の中で将来的なビジョンを定め、毎年、中期、長期の計画へ繋げています。法律が、変わるなど環境が変わると見直しが必要になるが、それはそれで当たり前だと思う。
- ・ 年度ごとに、地域ニーズや福祉施策を考慮し、事業所単位にて中長期的な事業計画を策定している。法人の計画は、別途法人が策定。
- ・ 中期長期計画は策定している。課題として、介護保険制度、介護報酬等が頻繁に改定され数値をいれた中長期計画の策定が困難。
- ・ 法人としての中長期計画はある。課題としては、内容が十分とは言えない部分があるため、

中長期計画策定方法の勉強が必要。事業所ごとの中長期計画が明確でない部分もあるため、これも同様に勉強が必要。

**5. 子どもたちを対象とした福祉の担い手の養成につながる「福祉の心を育てる取り組み（福祉教育）」についてお聞かせください。** 回答数：53か所

**(具体的回答内容)**

- ・ 近くの老人施設を年に1度訪問し、交流会を実施している。
- ・ 市内の2つ小学校と毎年、交流会を計画し、施設の概要説明や、利用者とボウリング等のレクリエーション等を取り入れて交流を図っている。市内の中学校や高校へ出向き、出前講座を実施し事業所を知っていただくよう実施している。
- ・ 中学生のインターンシップ受入れや高校生のボランティア受入れなど、場合によっては学校と施設の間で送迎を行ったりして、より多くの子ども達が福祉の体験を出来るよう実施している。
- ・ 近隣の小学校児童、中学校生徒の定例的訪問に積極的に対応している。課題としては、福祉の担い手の養成につながっているかどうか分からないこと。
- ・ 子どもたちを対象とした福祉教育には、特には取り組んでいないが、小中学校のボランティアの受け入れや子どもたちの施設慰問の受け入れ、高校、大学から実習生の受け入れは、積極的に行っている。課題としては、子どもたちを対象とした福祉教育を行う機会が少ないこと及び教育を担当する職員に人的余裕がないこと。

**問3 法人の「地域公益活動」に関することについて教えてください。**

**1. 貴法人では今般の改正社会福祉法で求められる「地域における公益的な取組」としての取り組みがありますか？** 回答数：46か所

- ・ 園庭の開放、地域交流スペースの一般への使用許可。
- ・ 毎年、講演会を開催している。
- ・ 単身障害者のごみ出し、見守りを実施。カラオケサロンの場所の提供。
- ・ 子育て講座（定期的に子育て支援拠点事業をベースに、専門家による無料の講座を実施）
- ・ サマースクール（小学生を対象とした宿題支援）、認知症サポーター研修（小中高校生を対象とした養成研修）、生活困窮者就労準備支援事業受託（就労支援を実施）
- ・ 多世代交流型食堂（地域の生活困窮者、独居高齢者、こども達を招いての食堂を開催、野菜販売、介護養成校によるレク等の実施）
- ・ 日頃お世話になっている地域の方を夏祭りに招待し交流している。

## 2. (取り組みがある場合) 上記(1)の取り組みにおいて、課題があれば教えてください。

---

- ・ 限定されるところがあるので、広域に効率よく進めていきたい。
- ・ 人員不足により、依頼されるすべての地域への派遣が難しい。現場の職員の派遣が難しく、限られた職員での参加になる。
- ・ 職員2名で対応しているため、職員の休暇等で1名になる場合、他の部署からの応援が必要となる。

## 3. (取り組みがない場合)「地域における公益的な取組」に関して、課題と感じていることがあれば教えてください。

---

- ・ 本来の社会福祉事業だけで手一杯の現状がある。予算、人員配置、時間等課題である。
- ・ 地域のニーズの把握が十分でなく、一方的な計画では住民に受け入れられない。まずニーズを明確にすることから着手したい。
- ・ 園内のことで手いっぱいというのが正直なところ。もちろん地域課題の解決に法人としてできることがあれば、取り組みたい気持ちはある。
- ・ 具体的な取り組みを行っている法人が近くにないので、どんな内容で取り組めばよいのか検討中。

## 【共通アンケート結果】

# 調査Ⅱ 法人経営に関することについて

※本項目については、法人ごとの様々な状況があるため、今回はその傾向をまとめています。

### 問1 法人経営に関することについて

- ・法人経営上の課題として、理事及び評議員の人材確保、理事会と評議員会の内部牽制体制を挙げられていた。次いで、職員の人材確保、安定財源の確保、的確な情報収集を挙げられていた。
- ・法人の課題解決のために役職員による会議や研修を行っている法人もあるが、課題と感じながらも取り組めていない法人もあった。
- ・県・市町行政及び県社協に期待することとしては、各種制度や法改正の際の支援や説明会の実施を多くの法人が挙げられていた。また、施設事業所法人からは県社協に対し、人材育成・職員の資質向上のための研修の推進を期待されているところが多かった。

### 問2 職員の確保と定着に関することについて

#### 職員採用計画

- ・いくつかの法人では一定期間を見据えた採用計画を立ててあるものの、それほど多くない。また、法人ではなく事業所単位で採用を考えているところが多い。ただ、人材不足のため計画通りにはいかず、求職希望者がいれば随時採用面接を実施しているところもあった。また、法人規模のより採用状況に差があり、毎年職員採用をしていない法人では、採用計画の必要性が乏しいことも一因と思われる。

#### 職員募集の方法・工夫

- ・ハローワーク、福祉人材センター（県社協）、事業所ホームページへの掲載、養成学校、新聞広告などを活用して職員募集をされている。また、それぞれの法人で、より求職者の目にとまるようなPR動画の作成や待遇面を明確に表示したり、ホームページに職員のやりがい等を掲載されているところもある。ただ、既存の方法では求職者が集まりにくくなっており、どのような求人方法が効果的なのか悩まれている意見もあった。

#### 職場環境改善

- ・定時終業の取組みや有給休暇の取得推進については、ほとんどの法人で取組まれている。また、施設事業所法人では介護機器やICTの導入により、職員の身体的な負担軽減や事務負担の軽減及び作業効率の向上に取り組まれているところもある。しかし、土曜日曜の利用者支援をしている施設（事業所）法人では、職員の人材不足もあり、職員の有休希望を全て聞くことは難しいという意見もあった。

## 人事考課

- ・いくつかの施設（事業所）法人で取組まれており、賞与に反映させる仕組みを設けてあった。キャリアアップに対する意識啓発、ヤル気を維持する仕組みと捉えられているところもある。取組まれていない法人では、何をもって評価してよいのかと悩まれている意見があった。

## 労災防止・ハラスメント対策

- ・メンタル面での不調者が出ている法人があり、職員の定期的なストレスチェックや職場内での面談に取組んでいるところが多い。ハラスメント対策は、職員研修や相談窓口の設置などに取組まれている。ただ、メンタル不調者に対する支援をどのようにするか、ハラスメント対策も十分な把握ができていないか不安に感じている法人もあった。

## 福利厚生等職員支援

- ・福利厚生センターへの加入や健康診断費用を事業所が負担している法人は多かった。また、職員の親睦会やクラブ活動に助成をしている法人もあった。

## 問3 職員の育成に関する取り組みについて

### 職員個人別研修計画

- ・職員個人別研修計画を立てているところは少ないものの、勤務年数などを考慮し、年度当初に受講予定者を決めている法人はあった。ただ、研修開催時期や勤務シフトの調整などにより、予定通りに受講できない場合もあった。

### 外部研修利用・法人独自研修

- ・利用している外部研修は、福祉人材・研修センター、各種別団体の研修、九州ブロック・全国ブロックで開催される研修に参加されている法人が多い。また、介護福祉士会や栄養士会が実施する専門的研修に参加されている施設（事業所）法人もあった。法人独自研修では、研修委員を決め、職員会議等で研修テーマを決めて外部研修を組むなどして、タイムリーな課題等を学ぶ機会としている法人があった。ただ、法人独自研修は規模の小さい法人では実施が難しく、それ以外の法人でも他法人・他事業所等との交流の機会と捉え、どの法人も県内・県外を問わず積極的に外部研修に職員を派遣するところが多かった。ただ、研修開催時期や勤務シフトの調整などにより、予定通りに受講できない場合もあった。

### 職員の自己啓発支援

- ・支援をしている法人では、資格取得費用の助成、受験費用の助成、資格取得にかかる実習等の職



務免除扱いや休日の優先付与、資格手当などを挙げている法人が多かった。ただ、助成制度は設けている法人において、利用希望者があまりおらず、職員のためにになっているのか定期的に支援のあり方と考えるといけないとの声もあった。

### 職員育成に関する新たな取組み

- ・職員育成に関する新たに取組みたいこととしては、社協は時間外労働の削減、施設（事業所）法人はICTの推進により事務負担の軽減や職員のモチベーション向上のための取組みを挙げられており、より職員の技術向上や職場環境改善に繋がる取組みを推進していきたいと考える法人があった。

### 職員育成における県・市町行政と県社協に対する期待

- ・県・市町行政に対する期待としては、法人運営における安定財源の確保と人材確保に繋がるような求職者に対する佐賀県の魅力発信を挙げられていた。行政が県外に進学していった学生に対し、佐賀県内に戻り就職したくなるような魅力をアピールしてもらえれば、今よりも人材確保に繋がると考えての意見があった。
- ・本会に対する期待としては、職員の資質向上に繋がる研修実施を求めているところが多かった。また、求職者がどのような職場環境を望まれているのか、どの程度の待遇面を希望しているのかを調査し、情報提供をしてもらいたいとの意見もあった。

## 問4 法人の地域公益活動に関することについて

### 社会福祉法人としての地域公益活動の取組

- ・社協と施設（事業所）法人では若干異なる取組みが見られ、施設（事業所）法人でも事業種類により取組内容が異なっていた。
- ・社協では、生活困窮者等を支援するフードバンク、低所得者世帯の支援としての学用品譲渡事業、地域住民の集いの場となるコミュニティ食堂などに取り組みされていた。また、判断能力が十分でない方を支援するため、成年後見事業に法人として取り組むところもある。
- ・障害者施設においては、買い物が不便な地域での移動販売、地域の清掃活動、こども食堂、地域住民との交流事業などに取り組んである。また、刑余者の支援として、県地域定着支援センターと連携し、生活支援を行っているところもある。
- ・保育園では園庭解放、地域の高齢者との交流、育児相談などに取り組んでいるところが多い。

### 新たに取組みたいと考えている地域公益活動

- ・社協・施設（事業所）法人に関わらず、単独ではなく地域の社会福祉法人が連携して課題に取り組む事業を考えてられていた。ただ、施設（事業所）法人は地域ニーズの把握ができていないという不安もあり、その点においては市町社協から情報提供、または情報共有・連携する機会を希望されるところもあった。

## 地域公益活動に関する県・市町行政と県社協への期待

- ・ 県・市町行政に対する期待としては、社会福祉法人だけに任せるのではなく、一緒になって取り組める体制を希望されるところがあった。
- ・ 本会に対する期待としては、社会福祉法人が地域に還元できることとして他県での取り組みや先進的な取り組みを紹介・情報提供して欲しいとの意見があった。また、県社協と市町社協が連携して、県内の地域ごとのニーズを調査して欲しいとの意見もあった。

## 調査Ⅲ．その他県社協や行政に期待することについて

### 【市町社協】

#### (1) 県社協に期待すること

##### 《主な意見》

- ・先駆的な取り組み推進へのリーダーシップ
- ・他社協が取り組む事業等についての情報収集と情報提供
- ・事業実施の参考となる事例を学べる研修会の実施
- ・職員の資質向上につながる研修会の実施
- ・社協の活動についての行政（国や県）に対してのアピール
- ・助成事業の実施
- ・県内市町の地域福祉活動計画策定状況や重点的な取り組み等についての情報提供
- ・地域福祉活動計画策定の必要性、位置づけ、策定作業の進め方、評価の方法等についての意見交換や研修の実施
- ・県内の地域福祉活動推進にあたっての中長期的な方向性の提示
- ・県内社協の指導
- ・事業推進にあたっての各市町社協間の連携強化の推進

#### (2) 行政に期待すること

##### 《主な意見》

- ・情報の共有と課題解決に向けた連携
- ・社協事業に対する理解の促進
- ・補助金、委託金、助成金等の増額
- ・他の福祉計画と地域福祉計画の位置づけの明確化
- ・地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定
- ・地域住民の意見等の十分な把握と計画への反映
- ・地域福祉活動計画策定に際しての行政のリーダーシップ
- ・地域福祉活動計画策定にあたっての財源（補助金等）の確保
- ・地域の課題解決に向けた市町社協とのより一層の連携強化
- ・行政としての地域福祉推進の方向性の明確化

### 【福祉施設・事業所】

#### (1) 県社協に期待すること

##### 《主な意見》

- ・各般の課題について、解決に資するような相談体制を整備してほしい。
- ・福祉の仕事のイメージアップを図り、人材育成・確保を主導的に担ってほしい。
- ・小学校、中学校の生徒へ介護に対して興味を持つ機会を市町社協に行っていただき、介護人

- 材不足の解消を施設法人とともに取り組んで頂きたい。
- ・地域に開かれた施設の在り方を具体的に指示してほしい。
  - ・新しい諸規程集を作って、指導して欲しい。
  - ・高齢者や子供達が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、社会福祉協議会と社会福祉法人が協力してできる事業もあると思う。是非、社協には中心的役割を担って欲しいと期待する。
  - ・シルバー人材を含めた福祉の担い手（ボランティア等）の養成
  - ・階層別研修や、課題別研修は年間計画で派遣を決めるが、年度によって内容が変化し派遣する予定のものがなくなっていることがある。次年度の計画は1月末ごろより企画するので、早めに研修内容を知らせてほしい。
  - ・各地域でのボランティア育成や小規模福祉マンパワー面接会（地域に特化した）の実施。
  - ・私立の保育園においては、すべての面で園独自になり、理事長・園長に責任がかかり、規則等悩む事が多いので県社協がよりどころになってほしい。

## (2) 行政に期待すること

### 《主な意見》

- ・県を挙げて、福祉の現場のイメージアップを一緒に考えていただき、福祉分野への就職率をアップさせる施策を考えていただきたい。
- ・より思いきった子ども施策、予算の確保をしなければ、子どもの数は減るばかりだと思う。
- ・佐賀県ならではの、事業や支援（補助金）をつけてほしい。
- ・処遇加算等加算Ⅱによる手当の支給について、法人の自主裁量により公平性を十分確保した配分ができるような制度への抜本的な見直しが望まれる。
- ・施設等の改修や補修について技術的な支援や相談窓口の設置を願いたい。
- ・地域に開かれた施設あり方を具体期に指示して欲しい。
- ・社福以外のNPO法人等も活用し、保護者が安心して利用できる福祉サービスの体制強化が計画され行われているが、人材、予算が十分に確保できれば保育園においても、充実したサービスの提供を行うことができる。対応できる施設数を増やすだけでなく、質の向上が求められる今、現状以上に各施設の人材確保、職員の処遇に関して検討を深めてもらいたい。
- ・相談支援事業所の数が不足している。サービス利用希望の相談があっても、受けてもらえる事業所を探したり、計画作成までに時間が掛かり、適切なタイミングでサービスの提供が出来ない場合がある。サービス利用者は年々増えており、行政からも各事業所へ協力依頼をお願いしたい。
- ・介護サービスの情報公表や福祉サービス第三者評価事業の公表などが施設を選択する基準となっておらず、結局口コミや評判で施設を選んで頂けることが多い。施設としても「他施設と差別化」「売り」をPRできる方法があるとありがたい。

## VI 佐賀県社協への期待

佐賀県社会福祉協議会 第1期地域福祉推進計画（中期計画）（以下、中期計画と称す）に対する評価と意見については以下に示す通りである。

### 1. 評価できる点

中期計画の基本理念とスローガンを具現化する事項として、5つの基本目標（柱）を掲げており、実行するに当たり13項目の取組方針が明示されている。各取組方針については、①現状、②課題分析、③方向性、④推進項目から構成され、事業展開が取組年次として具体的目標を設定した点で評価できる。

### 2. 今後さらに努力を期待する点

この中期計画が貴会の短期計画（年度毎の事業計画等）への反映や将来的な事業展開を踏まえ、状況に応じたビジョンが示される必要があり、短期計画と中期計画の整合性が求められる。その点において、中期目標の進捗状況を客体化できる評価体制の整備とその公開が必要となる。また【福祉は人なり】と示されるとおり、地域福祉に携わる公私の担い手づくりにおいても計画的且つ継続的な人的確保に尽力頂きたい。特に佐賀県20市町社会福祉協議会との連携を強化し、アウトリーチの観点から、ソーシャルサポートネットワーク（公私協働による地域福祉ネットワーク）の構築に資する人的養成モデル地区の指定が急がれる。一定のモデルを佐賀県下の共通テーマとして普遍化し、地域福祉の担い手育成モデル佐賀県社会福祉協議会としての位置を確立したい。本中期目標を反映した上で今後貴会での策定が求められる「長期計画」の作成においては、地域福祉人材整備モデルとなる『佐賀県社協型人材育成方式』を全国に先駆け発信頂きたい。福祉の人手不足は待った無しの現状であり、佐賀県民80万人、20市町の地域性を活かした【佐賀県社協8020福祉人材養成プロジェクト】の独自構想が求められる。この点においても社会福祉法人としての地域貢献を鮮明に打ち出し、貴会の今後に更に期待を寄せたい。

### 3. 感想

中期計画作成に当たり、各部署において協議を深め、あるべき方向性を定めながら検討を重ねた点は評価できる。地域福祉計画は地域住民相互の意見を反映しつつ、主体的に参画する地域力の醸成が求められる。同様に中期計画においても市町社会福祉協議会の現状を踏まえつつ、佐賀の地域福祉力向上に資するビジョンを県域として示す必要がある。佐賀県20市町社会福祉協議会を統括し、明日の佐賀における地域福祉を主体的に指し示す中期計画であるためにも推進項目の取組年次評価の毎年公表が求められる。

西九州大学 社会福祉学部社会福祉学科 学科長  
滝口 真

## Ⅶ 参考

### 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会 社会福祉活動計画（仮称）策定プロジェクトチーム設置要綱（H30,4,12時点）

#### （設 置）

第1条 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、本会における中期計画「佐賀県社会福祉協議会社会福祉活動計画（仮称）」の策定に関し、プロジェクトチーム（以下「P T」という。）を設置する。

#### （目 的）

第2条 P Tは、次の事項について検討を行う。

- (1) 計画策定に必要な実態やニーズの把握、課題の整理、分析等に関すること。
- (2) 計画骨子案・素案のまとめに関すること。
- (3) 前各項に定めるもののほか、座長が必要と認める事項に関すること。

#### （構 成）

第3条 P Tは、本会事務局次長及び職員5名をもって構成する。

#### （座 長）

第4条 P Tには座長を置き、座長は事務局次長とする。

#### （会 議）

第5条 P Tの会議は、座長が必要と認める場合に適宜招集し、開催する。

#### （意見等の聴取）

第6条 P Tが策定にあたって特に必要と認めるときは、会議等に第3条に規定する以外の職員の出席を求め、意見を聞くことができるものとする。

#### （庶 務）

第7条 P Tの庶務は、総務企画課で処理する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年4月12日から施行する。

佐賀県社会福祉協議会 第1期地域福祉推進計画  
策定までのスケジュール

年	月	①県社協PT (プロジェクトチーム)			②マナージメントミー ティング (課長以上)	③大学教授に対する 助言依頼	④定例理事会	⑤定例評議員会
		アンケート実施	先進県調査	PTワーキング				
2018年度	4	● 4/19			● 4/9			
	5	● 5/25		● 5/25				
	6	● 6/19		● 6/1, 11, 14	● 6/25			
	7		● 7/6, 12					
	8	● 8/22						
	9		● 9/21	● 9/6, 14, 25	● 9/3			
	10	● 10/11		● 10/4, 29				
	11	● 11/21		● 11/14, 15				
	12				● 12/3		● 12/5	
	1				● 1/7			
	2			● 2/19	● 2/12			
	3				● 3/18		● 3/22	
2019年度	4				● 4/22	● 4/17		
	5	● 5/31		● 5/30	● 5/20, 27	● 5/27		
	6				● 6/3		● 6/11	● 6/26

※県社協PT (プロジェクトチーム) は、次長 (2名)、各課係長 (5名) の計7名で構成しています。  
※PTワーキングは、各課係長 (5名) で構成しています。

---

社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会  
第1期 地域福祉推進計画

令和元年8月発行

〒840-0021  
佐賀県佐賀市鬼丸町7番18号  
TEL 0952(23)2145 FAX 0952(25)2980  
ホームページ <http://www.sagaken-shakyo.or.jp/>  
E-mail [saga@sagaken-shakyo.or.jp](mailto:saga@sagaken-shakyo.or.jp)

---